

号)(第二八二七号)(第二八二八号)(第二八二九号)(第二八三九号)(第二八四〇号)(第二八四一号)(第二八五七号)(第二八五八号)(第二八六九号)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、

以上兩案を一括議題とし、兩案に対し、質疑を行なうことにいたします。

○矢山有作君 酪農の問題につきましては、先般農林省のほうで、現在の酪農の問題点を説明し、さらに、それに基づいて今後の酪農対策の方向というものを打ち出されておるようですが、それに基づいて今度の法案も提案をされておるのだらうと、私は解釈しておるわけです。そこで、本来ならば、今後の酪農対策の基本的な方向として農林省が示されておる問題等について質疑を重ねながら、基本的な方針というものを明確にした上で、今度提案されておる個々の法案についての審議に入っていくというのが本来あるべき姿であると、私は考えておりますけれども、しかし、会期ももうきょう一日しかないわけで、そういう時間的な余裕がございません。したがって、法案の内容について具体的に御尋ねをしていきたいと思ひますので、質問に對しましてはひとつ具体的に明確に御答えていただきたいと思います。

まず第一にお伺いしたいと思ひますのは、今回の酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案の關係についてですが、酪農の近代化を国及び地方公共団体が協調して計画的、効率的に推進するというのが、酪農近代化計画等を定めて、これに基づいて事業を総合的重点的に行なうこととしておるようでありまして、その内容について、まず具体的にお尋ねをしたいのですが、第一

一は、酪農近代化基本方針において定めるとされております「生乳の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し及び生乳の地域別の生産数量の目標」についてであります。で、具体的に、この場合何年間の見通しを立てられるのかということが第一点。

それから「地域別の需要の長期見通し」云々と云っておられますが、その地域区分というものは、具体的にどのようにならるのか。

さらに、地域別という場合に、これは加工原料乳補給金法案との関連も出てまいらると思ひますが、市乳向け、加工向け等の見通しを定めていくのか。この三点についてまずお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 近代化計画を何年くらいまでの見通しを立てるか、いまのところ、四十六年を目途としておられます。

その他は畜産局長から御答弁申し上げます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 補足して御答を申し上げます。

生乳の需要の長期見通しの期間につきましては、ただいま大臣からお答え申し上げましたように、現在の農業基本法八条の規定に基づきます全国ベースの需要の見通しが昭和四十六年になっておりますので、それに合わせて期間をきめたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、地域別の場合には、これはいろいろ考え方があると思ひますが、行政ブロック別に考えるか、生乳の流通圏単位で考えるかという二つの考え方がありますが、ただいまのところ、私どもとしては、生乳の流通圏ごとに考えてまいりたい。北海道は、これは明らかに一つの独立した流通圏になっておりますが、内地につきましても市乳の流通圏を中心に考えまして、一部、加工のための生乳経済圏というものを考えまして、それぞれの地域についての需要の見通しを立ててまいりたいというふうに考えておるのでございます。

それから市乳向け、加工向けの区分の見通しをどういうふうに立てるかという御質問でございますが、この生乳の需要の長期見通しにつきましては、市乳の需要を中心に流通圏を考えまして、この需要の長期見通しを立ててまいりたいというふうに思つております。

○矢山有作君 この長期見通しは四十六年を目途に立てられるということですが、そうすると、三十七年に発表された農産物需要と供給の長期見通しというのがありますね、これとの関連はどうなりますか、全くこれに即して長期見通しを立てられるのかどうか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 昭和三十七年に農林省が、農業基本法第八条の規定に基づきまして農産物の需要の長期見通しをいたしておりますが、その中で、牛乳についての長期見通しというものは立てておりました。現在のところ、この長期的な需要見通しについては、ほぼ当初の見通しのコースをたどつておられますので、私どもは、法制的にもこの長期見通しによるべきであるし、また、現段階におきましては、この見通しというものを基準として、地域別の需給見通しを立てるというふうに考えております。

○矢山有作君 そうすると、三十七年に発表された長期需要見通しに即して計画を立てる、こういうふうに解釈していいわけですね。

○政府委員(檜垣徳太郎君) そのとおりでございます。

○矢山有作君 それから次は、地域別という問題に關連してなんですが、それを行政区域別に定めるとか、生乳の流通圏ごとに考えていくかというところで、むしろ生乳の流通圏ごとに地域別という問題を考えていきたい、こういう御答弁だったと思ひますが、そうすると、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案で生乳生産者団体の指定を都道府県ごとにやつておられるというのと、いささか矛盾してくるんじゃないか。むしろ、この加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案で、生乳生産者団体の指定を都道府県ごとにやつていくならば、

指定された生乳生産者団体の今後の育成指導というふうな問題と考へ合わせても、この生乳の流通圏ごとに需要見通しを立てていくということといささか矛盾してくるんじゃないか。もし、近代化基本方針においておっしゃる通りに、生乳の流通圏別に定めていくことであるならば、当然加工原料乳生産者補給金等暫定措置法のこの生乳生産者団体の指定も、牛乳の流通の実態に即して流通圏ごとに生乳生産者団体を指定する、こういうことが行政の統一をとる上にも、それから今後の行政を推進していく上にも、当然の姿じゃないかと思ひますが、その点についてのお考えはどうですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 生乳の地域別の需要の長期見通しを立てます場合に、生乳流通圏というものを基準として考へたいということは、これは将来の長期見通しに基づいて行なうべきその生産対策なり、あるいは各種の流通対策、あるいは処理、加工の施策の方向というものを考へます場合に、当然そういう現実の経済の実態というものを立ててやる必要があるだらうということ、ただいま申し上げましたような方針を考へておるのでございますが、一方、加工原料乳の不足払いをいたします場合の生乳生産者団体の指定につきましては、そういう流通圏があるならば、そういう流通圏ごとに指定をすべきではないかという御議論でございますが、これは理論的な立場、また、長期的な方向としては、御意見は、私どもも正鵠を得ている御意見であると思ひます。ただ、現状におきまして、流通圏自身も現実には流動をいたしておる状態にありますので、それから現実の生乳生産者の組織というものは流通圏ごとに何らの母体がないという実情でございます。あるいはごく少量のものについてそういう形態があるにしましても、また、それを拠点として新しい生乳生産者団体の指定をする、そのための組織化をするということはきわめて困難な状況にあるというところでございまして、不足払いの場合の生乳生産者団体の指定は、現実の生乳生産者の

○政府委員(檜垣徳太郎君) 御意見は、私も御意見として十分私どもも今後検討すべき方向を示していただいていると思います。しかし、現状におきましては、生乳生産者団体の機能として考えております地域内の乳価のプールということを考えました場合にも、現在の広域における乳価プールということとはきわめて至難な実情にあるということもございしますし、また県の段階におきましては、確かにお話しのような、数府県を除きましては、

る生産者団体ごとによっていたら、一番手とり早い。ものごとの困難性というものについては、なるほど都道府県単位に指定する困難性と、流通圏単位に乳牛生産者団体の指定をやる困難性というのは、それは相対的にはどちらが困難かという議論が出てくると思う。しかしながら、今後の酪農対策の向かう方向としては、どちらがいいのかということになると、やはり牛乳の流通実態に即した方向で乳牛生産者指定をやっていくほうがあ

針の中で定められることになっておる近代的な醜

合経営については、五、六頭程度の飼養規模とい

うものと考えて、これに関連する指標を示してまいりたいというふうに思つておるのでございます。

○矢山有作君 その場合に、農業基本法によると、自立経営農家の育成ということ、それから協業の助長ということ、この二つが政策的に示されてきておるわけですが、その場合に、今後の酪農の経営の基本的な指標としてどちらを中心に考えておられますか。あくまでもいわゆる主業的な自立経営という形で考えていくのか。それとも酪農の場合には協業というものを相当重点を置いて考えていくという方針で進まれるのか、その辺の考え方を伺いたいのですが。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 酪農についても自立経営の方向で行くか、協業の形態で規模拡大をはかるかという問題は、農業一般の場合と変わらなと思うのでございますが、農業の特色として、農民はそれぞれ独立して農業経営を営みたいという傾向が非常に強いのでございますから、条件の許される範囲においては、自立経営の育成ということに力を注ぐべきであるというふうに考えておりますが、御承知のように、酪農については相当大きな土地基盤というものを必要とするわけでございまして、今後土地基盤の整備によつて共同で利用管理をする土地基盤というものを与えられますならば、酪農における協業経営による規模拡大ということは、私は望みを託し得る方向であるというふうに思ひますので、その地域の環境、条件等に応じまして、協業による規模拡大、酪農の近代化を進めてまいりたいというふうに思つております。

○矢山有作君 わかりました。特に日本の酪農の場合、土地との結びつきが非常に不十分な中で行なわれてきただけに、自給飼料の割合も非常に低い、購入飼料に頼る、そういったことが非常に生産費の増高を来たしておるわけですから、そういう土地との結びつきの問題を考えた場合、さらに酪農経営の合理化ということを考えた場合には、私は、今後の行き方としては、やはり協業というものを相当酪農の場合重点を置いて考えていかな

ければならぬのじゃないかと思つております。したがつて、いわゆる基本法に言う自立経営の育成というところが一つの柱に、基本法ではなつてゐるわけですから、あまりそれにとらわれなくて、酪農の場合やはり協業形態の育成というものを積極的に行つてもらいたいと思つてゐます。ともすれば協業なり共同ということを言う場合には、その協業や共同が失敗した例だけをあげて、協業がうまくいかなかった、共同がうまくいかなかったのだということを言うわけですが。しかしながら、それは協業化、共同化のいいところを見て、いかにしたら協業化や共同化が進んでいくのかという前向きな姿勢がないところの問題があるわけなんです。それから、そういう点で協業の、あるいは共同というものが今後の農業の生産性を上げていく、あるいはそれを合理化させていく上に非常に大きな力があるとするならば、そういう方向に積極的な行政的な指導もやつてもらいたい、こういうふうに考えていたわけなんです。意見として申し上げさせていただきます。

最後に、この問題に関連してお聞きしたいのは、基本的な指標で想定されている所得水準というものは、一体どの程度考えておられるかということが一つの問題だと思つておる。これはどの程度に考えておられますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) ただいま近代的な酪農経営の基本的な指標として、その基礎になりまます飼養規模という点については、專業の場合十頭ないし十五頭、複合経営の場合五、六頭ということを考えておると申し上げたのでございまして、その目標とする所得は、現在の乳牛一頭当たりの所得額のおおむね四万ないし六万ということを想定いたしました。專業の場合には四十万ないし五十万、複合経営の場合には二十万ないし三十五万ということ、複合の場合には他の耕種部門との結合を考えた場合、大体この程度のもの、六十万ないし八十万程度の所得ということ、前提目標として考えてまいりたいというふうに思つておるのであります。

○渡辺勸吉君 関連して、先ほど局長は、協業の助

長もやるという答弁でしたが、それはそれなりにわかるのですが、大臣にお尋ねしたいのですが、酪農の将来の構想として、いま局長が答弁した協業の育成ということ、一体どういう形態でこれをも具体的に進めようとしておられるのか。従来やつてきた経過を見ると、はなはだどうも不十分、不徹底のうらみが現実にはあるのだから、一体今後協業の助長、酪農の今後の発展のために、それを中心に位置づけるとすれば、どういう積極的なこれを推進するための具体的な政策が内容として考えられるのか。これは大臣ひとつお答え願いたい、抽象的ではなく。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほどから畜産局長からお話し申し上げておるとおり、また、矢山さんからの御意見のとおり、土地との結びつき、こういう点から見まして、自立経営というものにはある程度の限度がありまして、でありますので、どうしても酪農を振興していくということでありまするといふと、大規模にもつていく、そういうことになれば協業という形がとられなくちゃならぬと思ひます。そこで、具体的にはどういうふうにもつていくかということでございますが、草地の造成等につきましては、町村とか協同組合、協業の前に、公共団体あるいは共同体が草地の造成を担当する、そのあとに、協業としての形はやはり農業法人を結成させまして、その農業法人によつて協業経営を行なつていく、こういう方向が指導されるべきものだ、こう思ひます。

○渡辺勸吉君 全体のが国の酪農の実態の中から、いま答弁にありましたような、草地造成をまず前駆的な政策として指導を推し進め、その上に立脚した協業体の育成方法を協業するということでありまして、それは全体の中で一体どの程度のウェイトを持つて基本的なそういう草地造成というものを考えるのか。また、さらに、それをふまえて推進するところの協業体、あるいは協業体のいろいろな共同施設、それらに要する資金なり、あるいは技術指導なり、そういうものまで一体どの程度を考えて具体的に進められようとしておる

のかを、これは大臣でなくてけっこうですから、もう少し具体的に、納得のできるような答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 協業の将来の発展の方向、あるいはその酪農全体の中におけるウェイトというふうなことになるかと、現段階で私どもがこういふふうになさるのだからという自信のあるお答えをいたしたきかぬのでございまして、現段階におきましては、まだわが国において酪農の協業というものは、それほど確立した経営の形態となつておるとは申しがたいと思つてございします。でございしますので、まずそういうような経営の形態というものをモデル的につくり上げて、重点的な指導の上で成功させてみたいという考え方から、先般御審議をいただきました機械公園法の改正によるいわゆる建て売り牧場の一貫施工、造成という問題も、その観点に出ておるのでございします。今後、国営土地改良、県営土地改良等を進めます場合にも、その上での経営の形態は、いずれにしても草地の共同利用という形で計画を指導してまいりたいということでございます。

その際に、乳牛の共同放牧飼養というふうなことは、大臣からのお答えにもありましたように、農業法人等の結成を指導するという方向で進めてまいりたいというふうに思つておるのでございします。なお、資金につきましては、畜産経営拡大資金、公庫融資の道が開かれて、多頭飼養のための資金用意ができておるのでございしますが、なお、その改善も考えてまいりたい。技術指導につきましては、府県の畜産技術員による集団的な畜産経営コンサルタント事業というものを昨年度から始めておりますので、農業改良普及事業あるいは団体による指導等と提携をいたしまして、技術指導にも特に協業体については重点を入れてまいりたいというふうに思つております。

○矢山有作君 いま、協業の具体的な育成の問題について話がございましたが、先ほどお伺ひした所得水準の問題ですが、大体一頭四万ないし六万の収入がある、したがつて、主業的な経営の場合

には四十万ないし九十万といわれたのですが、これは今後の価格政策との関連もありましようから、これを固的なものと考えざるわけじゃありませんが、しかし、もしこの程度で将来価格政策等も操作をしていって推移するとならば、これは所得水準としては、私は、他産業と比較した場合に問題が出てくるのじゃないかと思うのです。すでに農業と他産業との所得の比較ということにおいては、現状においてすら相当な開きができておる。

農政の基本的な目標というのは、他産業従事者と農業従事者との所得の格差を縮小していこうというところにあるわけですから、だから所得水準というものの、今後他産業の従事者というものは、これはほとんどふえていくと思うのです、やっぱりそれと合わせて所得水準というものを考えていかなければならない。そうすると、そういったような価格政策ももちろんですが、その他生産政策、すべての政策が行なわれてこなければならぬと思うのですが、もちろんそういうふうによつていくのだとおっしゃるだらうと思うのですが、そういう価格政策においては、また不足払いのときに詳しくお伺いするとして、そういう基本的な考え方はどうなんですか。

○政府委員(増田徳太郎君) 自立的な農業経営というものの所得目標はどの水準に置くかということ、これは私は日本の経済全体の動きの中でやはり弾力的に考えていくべきであるというふうに思うのでございますが、他の農業部門とも共通の感覚として、現段階においてはおおむね六十万ないし八十万程度の所得を得るような農家をまずもって育成するという点に、今日の問題としての重点をおきたいというふうに考えておるのでございますが、酪農については、専業農家についてはほぼ二人程度の労働力完全燃焼という考え方で、先ほどの指標としての規模を申し上げたのでございます、また、複合経営については、一人の労働力の完全燃焼及び現在の搾乳機の使用の最低限というようなことを考えて、指標として出したいという

うように思っておるのでございます。経営技術の進歩に応じて、さらに他の経済の条件というものの变化において、目標とすべき所得の額というものは再検討を加えるべきものというふうに考えております。

○委員長(仲原善一君) 暫時休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後三時十五分開会

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開いたします。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、
以上兩案を一括議題とし、休憩前に引き続き、
両案に対し、質疑を行なうことにいたします。

○矢山有作君 それでは、午前中に、近代的な酪農経営の基本的な指標というものを具体的に説明されたいということ、説明してもらったわけですが、その説明によると、主業的な酪農自立経営と称せられるものの規模は大体十頭から十五頭程度、労働力は専従労働力、これが二人ぐらい、こういう説明でした。しかし、過渡的に複合経営として五、六頭のものも考えていくと、こういうことだったと思うのですが、専業経営として十頭ないし十五頭の飼育を考えていくということになると、乳牛の導入についても、また、導入した後、の畜舎の問題その他の施設についても、これはかなりの資金を要すると思うのです。で、この資金については相当利息の面、あるいは貸し付け期間等、この面を考慮しないという、経営が成り立たないというおそれがあるんじゃないかと思ひます。

そういう点で、この酪農対策の考え方と方向によつてみますと、融資制度の改善ということ、超長期超低利の貸し付けをやると、こういうことがうたわれておるようですが、そうしたこの基本的な指標を達成するための金融的な措置というものは、具体的にどういうふうに考えておられるのですか。

○政府委員(増田徳太郎君) お手元をお持ちの資料で御質問でございますが、私も畜産局としての、欲ばるといいますか、われわれが望ましいと思うことをすべてあげまして、われわれはこう考えておるというものをまとめたものでございまして、現在でも酪農の規模の拡大、近代化のために、低利長期の資金を制度的に用意する必要があるという点は、考え方として変わっておりません。現行制度のもとでは、一つは農業近代化資金の利用という問題がございまして、そのほかに、特に大規模な酪農を創設していく、規模の拡大をはかっていくという見地から、農林漁業金融公庫に、三十八年度から畜産経営拡大資金という制度金融を設けまして、金利五分五厘、償還期限、据置き期間を含めまして十五年以内という制度を設けたわけでございます。昭和四十年年度のワケは、これは乳牛も加わりますが、総額四十億円の資金を用意しておるわけでありまして。

○矢山有作君 現在行なわれておる、いまのお話のあった制度については、私も承知しておるわけですが、しかし、こうした将来事業的な酪農の経営というものを基本的な指標として育てていくというようにしなければ、この酪農対策の考え方と方向の中にも示しておるように、もっと金利の面で、あるいは貸し付け期間の面で、現在の酪農経営の実態から言つて、もう少しゆるい長期低利なものが必要とされるんじゃないか。それだからここにわざわざ基本的な方向として示しているわけでしょう。だからそれをやる意思があるのかないのかということなんです。いま話を聞くと、望ましいものだから書いたというんです、望ましいものだから書くというんならだれでも書くんです、これは。だから、書いた以上は、こういった線に沿つて超長期、超低利の融資をやつて、そして酪農経営の発展をはかつていく意思があるのかどうかということなんです。どうですか、これは大臣のほうがいいでしょう。

○国務大臣(赤城宗徳君) 希望と意思は持っているわけでありまして。ただ、金融全体の均衡といつますか、御承知のように、天災融資法ではよくや三分の金利というのが今度認められたといつますか、出ました。あるいは農地管理事業団でも三分三十年という資金が出てきたわけでございます。こういうことで、私も低利長期の金融をもつて、酪農の振興の資金に充てようというところで、金利体系、農村金融、農林金融体系全体の中におきまして、この方面には特に力を入れて、その実現を期したいと、目下検討中でございます。

○矢山有作君 まあ農村金融全体の振り合いもあるという趣旨だらうと思うのです、簡単にいへば、それから、単なる希望として書いたというのです、そういうようなものを書く以上は、これは単なる希望じゃ困るわけ、私はこういふふうな方向として、酪農対策の方向というものが農林省から発表されれば、これは酪農民としては、こういうことがやがて実現できるのだと思つて考えるわけですよ。それが単なる希望で書いたというのじゃ困る。しかもこうして発表する以上は、少なくとも農林金融の他の状態がどうなつておるかということも、専門家として全部よく御承知のはずなんです。農林金融の全体の中を見て、なおかつ酪農経営の資金としては、超長期、超低利のものが必要だということから、こういうふうにお書きになつたのだらうと思うので、それを単なる希望にしてしまわれると、大きな迷惑をするのは酪農民で、酪農民はほんとうにしているから、いますぐできなくても、やがてできると思つておるのですから、したがって、その点で、単なる希望でなしに、これをやる意思があるかどうかということ、やはりはっきりすべきだと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) やる意思を持って、検討中でございます。

○矢山有作君 まあ、やる意思を持って検討中だということですから、正直なまじめな大臣の御答弁ですから、私もそれを信頼しておきます。酪農民は将来こうした金融の面についても、十分手厚

い措置がなされるだろうというのを期待してやるわけなんですから、その期待にそむかないように、ぜひこれの実現をはかってほしいと思ひます。

それから次は、この近代化基本方針の中で、集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項ということが掲げられておるわけです。確かに集乳及び乳業の合理化というものは、私は、現在の日本の酪農にとつては一つの中心的な解決しなければならぬ問題だと思つておられます。そういう点で、一体、じゃ集乳面の合理化というのを、現在の取引関係から錯綜しておる集乳路線、あの実態に照らしてどういふふうにして具体的にこれを進めようとするのか、それを私は具体的に話してもらいたいと思ふのです。集乳路線の整備と集乳面の合理化は、単なる抽象論だけではやれないような実態が生産者と乳業メーカーとの間にできておる。そういう現実をふまえて、どうして集乳面の合理化をやつていくのか。これを掲げている以上は、これをぜひやらなければならぬと思つて計画されておるわけですから、それを具体的にひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 集乳の合理化、乳業の合理化という問題は、今後の酪農振興を進めてまいりますために、基本的な問題の一つだと考えておるわけでございます。どういふことを考えておるか申しますと、第一は、お話しの出ました集乳路線の整備を逐次進めていく、また、そのことのために、共同集乳組織というものを整備をしてまいりたい。また、集乳施設の配置の適正化を期してまいりたいというふうなことを考えておるわけです。なお、これと関連いたしまして、乳業施設の規模なり配置の適正化ということも、あわせて推進してまいりたいというふうな思つておるわけでありまして。そこで、集乳の合理化のためには、第一に、前提として集乳の機構の合理化ということがあります。午前中の御質問にもございましたように、農業団体による集荷の一元化というふうなことを通しまして、集乳路線

の整備をはかつていくという必要があるというふうな思つております。なお、その施設として、集乳のためのクーラー・ステーションあるいはタンクローリーなりを新たに施設する。集乳路線の整備というものを計画的にやつていくための施設については、私も今日までも若干の助成を続けておりますが、今後もこれらについての助成措置をとり、あるいは金融に対するあつせん、制度金融もございまして、それらの金融措置もつてまいりたいというふうな思つております。

なお、よけいなことなるかと思ひますが、お話しのように、現在の集乳路線の中には、いわゆる乳業者による集乳確保のための施設というふうなものもございまして、それについては直ちに右から左というわけには私はいきかねる点があると思ひますけれども、農業団体による集乳機構の整備につれて、それらの施設の譲渡等についてもあつせんをし、あるいはそのための金融措置も講じてまいりたいというふうな思つておるのであります。

○渡辺勲吉君 関連。いずれ私、原料乳の法案の際にお尋ねをするのですが、いまの問題に関連してお伺いをいたしますが、局長のいまの答弁の重点は、たとえばクーラー・ステーションなりタンクローリーなり、そういう施設の整備とか、あるいは集荷する機構に重点をおいた説明があつたのですけれども、最後に補足的にその答弁をした、いわゆる受け入れ側のメーカー、これのやはり大きな行政指導を要するものとして対処をしなければ、私は、現在の交錯輸送の不合理を是正することは、これは百年河清を待たざるに現地で体得しておるわけですから、そういうふうな本末を顛倒した考え方ではどういふ輸送の合理化というものはとうてい実現ができません。かつて集約酪農地帯の設定の際にも、その地域を中心とする一元集荷云々がなされたのだけれども、現実にはそれも全く絵にかいたもちであつて、現地の実態というものは、激しい集乳争奪の具に供されて、経済核算を無視した交錯輸送が行なわれて現在に至つておる。した

がつて、こういう集約酪農地域の設定後の経過を反省して、農林省としては思ひ切つたやうなメーカー側のえてかつてな行動といふものを強く規制するといふことが基本になければ、私はこういう問題は解決できないと思ふのだが、その点は大臣、一体どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御承知のように、三十九年度に集乳一元化を行ないたいと思ひまして、実態の調査をしております。お話しのように、クーラー・ステーションを設けて補助をするとか、あるいはどういふかというふうなことだけで、この乳業者が集乳をしておるのを一元的に改めるといふことはなかなか困難な面があろうと思ひます。しかし、考え方としては、一元集荷、多元販売という方向でございまして、法律的に強制力をもつてやるというわけにはまいりませんが、集荷団体の力及びわれわれの指導等によりまして、一元集荷の方向で強く指導していきたい、こう考えております。

○渡辺勲吉君 関連です。いずれあらためて、いわゆる不足払い法案の際に納得のいくまでお尋ねしますが、そういう観念的な一元集荷、多元販売などというものは、現実にはより強力な資本側の、乳業資本側の資本を惜しみなく投下して、この一元集荷を攪乱しているという実態があるわけですから、したがって、そういう観念のほうを私は大臣から聞こうと思ふのじゃなくて、こういう激しい乳業資本の集乳争奪というものに對しては、一元集荷を大臣が掲げるならば、その掲げる行政方向にやはりこれは強い行政指導を加えないと、現在は一そり混亂の度を増しておる傾向にあるわけですから、それが整理されて、文字どおり一元集荷の方向をたどつておれば、私は是認するにやぶさかではないのです。その是認するといふことは、残された問題は、農民の自主的な共同団体の、これはやはり共同意識の一そりの徹底によつて、資本のそういう攪乱にも抵抗するといふことも出てくるわけですが、現実にはそれ以上に、乳業資本の集荷にさらされておるという実態からいへば、大

臣がただいま御答弁になつたやうなことでは、現実の事態に即した、これは前向きな、内容のある方向とは受け取りかねるわけですから、どういふ点をこれは行政指導をなされようとしているのか、行政指導をする立場に從來あつたはずの、かつての農林事務次官のごときが所屬する乳業会社では、明らかにこれはあらゆる手段を講じて一元集荷を攪乱している現実があるわけですから、局長の先輩にあたる渡部伍良と稱するかつての事務次官が、森永乳業の資本を駆使して一元集荷を攪乱しているという現実があるわけですから、一体そういう点を大臣はどういふふうにご考慮、そういう現実の上に立つて、一元集荷をどう行政的に指導されようとしておるのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど申し上げましたように、法律的には、やるべきことにつきましては慎重を要すると思ひます。しかしながら行政指導をどういふふうな面で行ふかということではございまして、これは生産者団体の、いまの御指摘のようには、共同意識というものの高揚ということが基本であると思ひます。そういうものを基礎といたしまして、この一元集荷の段階において、その次に不足払いの扱いをするというふうなことから生産者団体を結束させて、そして乳業者が当たらせるといふような方向でなければ、これは実現できないと思ひます。そういう方向において強い行政指導を行なつていきたい、こう思つております。

○矢山有作君 いまの局長の答弁でいうと、集乳合理化をどうやるかという点に對して、つづめていって、先ほど指摘があつたやうに、三つあるわけですね。いわゆる集乳施設の助成を行なうとか、あるいは機構の整備をやるとか、そういうこと。あるいはメーカーの地盤確保しておるのを、できるだけ行政措置によつてうまくやつていくのだ、こういうことを言つておられるわけですが、集乳の面が非常に錯綜しておつて経費が高くなつておる。したがって、この面を改善しなければならぬといふことは、現行酪農法でもそのことがすでに指摘されているわけですよ。いままではあ

業施設の規制ということも、これは現在の酪農法で相当規制を加えてやってきたわけですね。その実態というのが必ずしも私は十分の成果をあげるような状態にないのじゃないかと思うのですが、その現状ですね、集約酪農地域内における中心工場なり、あるいはその中心工場で処理加工してある乳量の現状、それからまた、集約酪農地域内にある工場や集約施設の数、そういったものがどういうふうになつておるのか、ひとつ具体的に説明してほしいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 現在、集約酪農地域の数は七十六地区となつておるのでございますが、その中で生産をされております生乳の全国生産量に対する比率はおおむね四〇〇％、したがって、使用されております乳牛の頭数もほぼ同様な数でございます。そのうちの乳業施設については、工場数は北海道、内地を合計いたしました百五十四工場ということになっております。

○矢山有作君 まだ私は、いまの説明では、私がお尋ねしたところが十分答へられておらぬと思うので、私のほうから調べた点を具体的に申し上げて、そういう実情なのかどうかということを御確認願いたい、もし誤まつておる点があったらば御指摘願いたい。

私が調べたものでは、集約酪農地域内における中心工場の処理加工量、この調べを見ますと、これはあなたのほうでお出しになつた資料ですよ。これによつて見ると、市乳集約酪農地域にある中心工場が千工場、そういう資料を私はいただいております。それで、十トン未満の処理をしておるものが二、十から二十トン未満が三、二十から三十トン未満が二、三十から四十トン未満が二、四十から五十トン未満が一、五十トン以上処理工場はなし、こういう状態です。

それから、乳製品集約酪農地域における中心工場は六十で、乳量の処理能力十トン未満が十五、十から二十トン未満が十六、二十から三十トン未満が十二、三十から四十トン未満が八、四十から五十トン未満が四、五十トン以上が五、こういう

状態になつておるわけです。そうすると、五十トン未満の処理しかやつていない工場が、乳製品集約酪農地域で七十のうち六十五、こういう数字が出ておるわけです。

それからもう一つは、一つの地域内に一つの工場または一つの集乳所のある地域、これがあなたのほうでお出しになつておる資料によると、北海道が二十五地域のうち五地域、それから内地の原料乳地域が三十九地域のうち八地域、市乳地域が十二地域のうち四地域、合計十七地域ある。それから、一地域内に二工場または二集乳所のある地域が、北海道で十三、内地の原料乳地域のうちで十二地域、市乳地域で二地域、これが合計二十七、それから一地域内に五から六の施設のある地域が十六地域、こういうふうな調べが出ております。

そうすると、これで見ても、従来、非効率な施設の乱立を防止する、そして生乳生産の均衡保持をはかつて工場をつくる、施設をつくるという、現行酪農法でやつてきた集約酪農地域内においてすら、どれだけ小さな工場がたくさんあるかということが、これでわかるわけなんです。こういうことが、原料乳の価格は国際的に見てもあまり高いとは言えない、むしろ国際的に低い面もある原料乳の価格でありながら、それが製品になつた場合に、国際価格に比して非常に割高になるその原因も、こういうような零細な規模の工場があらにこちらに散在しておるということに一つの大きな原因がある。もちろん集乳面の整備ができてないということにも原因がありますが、この乳業施設

のこの実態にも原因があるわけですよ。したがつて、私も、乳製品の国際競争力をつけるという立場からいっても、この乳業施設の適正な配置あるいは規模の適正化、これを真剣に考えなければいかぬと、こう言つておるわけです。しかもそれをやるのには、具体的に手をつけてみると、これは容易じゃありませんよ。集乳路線の整備すらなかなか思ふやうにいかぬのが、メーカーがつくつておる工場を適正規模に配置させる、あるいは適正な配置をとらせる、あるいは適正規模の工

場にすると言つてみたところで、これはより一そう困難な問題です。なぜかという、これはやるにすれば工場の統廃合も起こってくるでしょう。そうならば、工場が散在しておつた市町村との関連も出てまいりましょう。いろいろな関連の問題が出ますが、これを一体どうするか。これをやらないうというところになると、ただ、この法律をつくつただけということになつてしまふのです。これについて、これはもう大臣のほうの御答弁が私は適当だと思つので、大臣からお答えを願ひたいのです。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 大臣からは、もし私のお答えで不十分でございましたら、お答えをするにしまして、事務的にお答えをいたします。お話しのように、集約酪農地域における中心工場の数あるいはその規模別の数等は御指摘のとおりでございます。で、このことは、日本の乳製品の工場が小規模、多数に散在しておるということを示すという点も御見解のとおりでございます。ただ、やはり今日まで牛乳の生産の拡大あるいは消費の動向等に應じて、乳製品工場あるいは市乳処理工場についても合理化の方向へ進んでおるのでございます。お配りをいたしております資料にもあるのでございますが、乳製品工場について、たとえば昭和三十年に四百十二工場でありましたものが、三十七年には二百六十六工場に減つておる。また、市乳工場につきましても、三十三年に三千三百四十二工場ございましたものが、二千五百二十九工場に減少しておる。この全体の生産量の増大に反比例して、工場が減少しておりますことは、規模の拡大を伴いつつ合理化が徐々にはあります。今後乳業企業といたしましておるのでございます。今後乳業企業といたしまして、国内における競争あるいは国外との競争力等を考えますれば、さらに技術の進歩に伴い、また、集荷量の適正といひますか、適正化、拡大といふことに応じて合理化は進め得るといふふうに考えておりますので、お話しのように、一朝一夕に急速な合理化をはかることは困難を伴う

と思ひますが、私もどうしても、この乳業の合理化、配置の適正化等について腹を据えて指導を加えてまいりたい。また、そのために必要な資金等の援助措置についても、私もどうしてもは誠意をもつて世話をしてみたいといふふうに考えております。

○矢山有作君 乳業施設の配置の適正化、規模の適正化というのはむずかしい問題で、具体的にどうするかと言つても、実際問題として地域地域によつて事情もあるしするから、即座にどんぴしゃりといふふうな答弁は出ぬと思ひます。しかしながら、乳業施設の適正な配置、規模の合理化をやろうということでは資金的な面まで考えてやるというのなら、私もまあその程度で承して、結局集乳面の合理化と乳業施設の合理化というものが伴わないといふと、日本の酪農というのは、これは発展に一つの大きな障害があるのだということとはよく御存じのほうですから、したがつて、この面に対する整備は一そうこれは努力をしてみたいと思ひます。これはさらに加工原料乳の補給金法案との関係がありますから、この問題もまたあとで、そういう立場からもお尋ねしたいと思つております。

次にお伺ひしたいのは、市町村の酪農近代化計画を作成することになつておるわけですが、その市町村の酪農近代化計画の作成にあつては、一定の基準に適合しなければならぬということ、まず「その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度」それから「その区域内の農用地の利用に關する条件」、「その区域内で生産される生乳の販売に關する条件」、これらが省令で定める一定基準に適合するといふことが条件になつておるようですね。そこで、その一定の基準という具体的な内容、それはどういふ内容なのか。特に似たような規定が現在の酪農振興法の第十八条第一項第一号にもあるわけです。それとの関連において、その具体的な基準の内容といふものを御説明願ひたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) この第二条の四の

「省令で定める基準」につきましては、なお検討を要する点が残っておりますのでございしますが、現段階で考えておりますのは、将来における生乳の効率的な出荷、また将来における酪農の当該市町村における産業的なウエートというふうなものを考えまして定めたいということから、現段階におきましては当該市町村における飼養頭数としてはおおむね三百頭以上の市町村、それから乳牛の飼養密度につきましては、これは結局市町村における普及率、酪農乳牛飼養の普及率というふうなものを考えたい。その場合の普及率は〇・〇三、つまり三％以上の普及率をもっているということを定めたいというふうに予定をいたしております。

農用地の利用に関する条件につきましては、これは従来の考え方としては、いわゆる有畜農家の創設、酪農乳牛飼養の普及という観点からの土地利用の条件を掲げておたのでございしますが、今回は一回は一回といいますが、この酪農法改正後の考え方としては、今後、先ほど申し上げたような主業的な酪農なり、あるいは複合経営にいたしたとしても、酪農が農業経営の基幹的部分となり得るために必要な土地面積、土地条件というものが与えられる可能性があるというふうなことを考えて一定の算式を出したいというふうに考えておりますが、本日のところ、その算式について具体的にどういふ算式で結論が出たというふうには実はお考えいたしかねるのでございしますが、考え方としては、ただいま申し上げたような方向で基準を示したいというふうに思っております。

○矢山有作君 販売は。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 生乳の販売に関する条件につきましては、生乳の集乳組織として、農民の共同組織による販売という点が整備されておる。もしくは、そういう共同販売組織が確立されることとが確実であるということ、従前と同様に基準にいたしたいというふうに考えておるのでございします。

○矢山有作君 で、いま一定の基準として何を考へておるかということについては、大体わかりました。先ほどお尋ねしましたように、今度のこの基準と、現行酪農法の十八条の第一項第一号にいうところの基準と、これとの関係はどうなりますか。基準の内容が違ってくるのか、それとも同様と考えていいのか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 現行法の酪農改善市町村における酪農経営改善計画の制度化が行なわれ、その後は三十四年までございまして、その後六年の経過を経ておるわけでありまして、その間に乳牛の飼養に関する規模その他も実態的に変わっておりまして、現在の基準では適当でないと思われる点が一、二点があるわけではございしますが、その第一点は、従来の飼養規模、飼養頭数、一町村について百頭というのを定めておりました。が、今回の基準の改正にあたっては三百頭程度に引き上げたい。ただし、これは全体としての飼養頭数の数がふえておるもので、おおむねこれは実態的には均衡といえます。大体同様な条件になると思われるのであります。飼養密度に関しましては、従来の〇・〇三という普及率をとりまして、従来と同様の〇・〇三という普及率をとりたい。それから生乳の販売に関する条件につきましても従前と同じ省令規定にいたしたい。ただ、土地の利用に関する条件につきましては、ただいま申し上げましたように、従来の酪農の普及という観点から求めました算式とは変えて、今後はなお若干の普及といえます。飼養戸数の増加等もございまして、酪農を基幹的な経営部門となし得るような土地条件が与えられる可能性が、あるという点で、従来の土地条件とは変わった基準が出てくるかと思ひますが、変わりますのは、ただいま申し上げました二点になるかと思ひます。

○矢山有作君 それで、農用地の利用に関する条件ですが、具体的なものはわからぬにしても、大体酪農を基幹的部分となし得るような、それに必要な土地が与えられる可能性があるということになると、大体どの程度考へておるわけですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 私どもの考え方としては、これは畑の利用の場合と、あるいは水田の利用の場合等において異なるわけではございしますが、乳牛一頭についてどの程度の草地を必要とするかは合理的な自給飼料地になるかということではございまして、その合計の面積を、当該市町村で与えられるというふうな算式を求めまして基準にいたしたいというふうに思っております。

○矢山有作君 その場合、いわゆる草地改良というもので、将来草地改良をやるということをも含めて考へていくわけですね、もちろんそうです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) もちろん仰せのように、草地改良の可能性というものも念頭に置いて考へるわけではあります。

○矢山有作君 その場合、そうすると、もう必要な土地というのは大体どの程度あったらいいのかというところは、もういまの御答弁の中で大体出てくるわけでは、もういまの話を聞いておるとね。一村の中で大体三百頭以上と、こういふのでしよう。そうすると、三百頭とした場合に、その農用地の利用に関する条件、三百頭に見合うものとして、どの程度のものが得られればいんだということ、は、大体はつけてくるわけでは、

○政府委員(橋垣徳太郎君) 矢山先生は酪農のこととはたいへんお詳しいので、私が困っておるところはおわかりと思うのですが、利用する草地の方式によつて非常に草の供給力が違ふものから、単純に畑に還元をしてもを申しますならば、成牛一頭について四十アル程度の土地が与えられるならば、ほぼ合理的な使用基準になり得るというふうに考へております。

○矢山有作君 そうすると、この酪農近代化計画をつくらう場合の基準というものは、従来の酪農経営改善計画をつくる場合の基準とは変わってくるというところがいまの説明で明らかになったわけですね。そうすると、いままでも酪農経営改善計画を樹立し、これを実施してきた市町村で、この

制度の対象から今度ははずれるという市町村がやはり出てくるということに考へられるのです。が、そういうことはありませんか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 端的に申しまして、私どもは、従来の酪農経営改善市町村がその計画に従つて酪農の振興をはかつてきたという、そういう実績を持つておる市町村が落ちるようなことはしたくない。今後酪農振興をはかるとするならば、現在まで築いてきた酪農経営分というものの実績の上に立つて振興せざるを得ないというふうに考へておるもので、私は、その後の客観的な諸条件が変わつたことに応じた基準の改正はやるが、現在の千余りの酪農改善市町村があるのです。が、そのほとんどを包括し得るような基準にいたしたいというふうに考へております。

○矢山有作君 まあ私の言うまでもないのです。が、酪農経営改善計画というものは、集約酪農地域に指定された区域内の市町村であれば、すべて独自にこれはできたわけですね。私の心配するのは、今度の近代化計画を立てる基準が変わることによつて、従来の酪農経営改善計画を立ててやつておる市町村が対象からはずれると、こういうことになりまして、やはり助成や融資の面でいろいろ問題が起つてくるわけですね。したがって、そういう混乱を避けるために、いまの答弁は、だめ押しのように、いままでも酪農経営改善計画を樹立、実施してきた市町村は、これは落とさない、こういうふうに理解してよろしいね。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 制度の形式論として、落とさないというふうに申し上げることは、あとでお叱りを受けることがあるかと思ひますが、考え方としては落とさないかと思ひます。方針でやるというふうにお答えを申し上げます。

○矢山有作君 そうすると、落ちるものもできるというところが考へられるわけですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) これは非常に異例な事例としては、従来の農地地域、酪農地域であったものが、経済的な諸条件の変化のために、酪農経営を営む農家がもつて激減してしまつて、当初

の酪農振興計画とはおよそ違つた形になつてしまつておるといふやうな異例の場合のみ起こり得ると思ひます。

○矢山有作君 そうすると、そういう異例の場合に、酪農をやる人が激減をして、今度の制度の対象にならないといふものができた場合、それからまた、その基準の關係から、近代経営の計画化を達成する基準に達しない町村、そういうのができますね。そこでやつておる酪農といふものもあるわけですね。これに対する施策といふものはそれじゃどうするわけですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 従来から酪農振興といふのは、やはり一つの取引単位として存立し得る集團的な生産、主産地的な生産といふことを考へてやつておられますので、施策の重点を集中すべき地域としては集約酪農地域なり、あるいは経営改善市町村、今度は近代化計画を樹立いたしました市町村といふことに分けられますが、酪農施策全般の中には、そういう重点的施策を施行いたしますものと、広く酪農に対する対策として行なうものとがあるわけでございます。たとえば家畜に対する衛生対策でございますとか、あるいは近代化資金制度でございますとか、あるいは乳価対策でありますとか、こういうものは近代化計画を樹立する市町村であらうとそうでないのであらうと、行きわたるわけでございます。

○矢山有作君 それでは、もう一つこれに関連してお伺ひしたいのは、現在農業構造改善事業が進められておりますが、その中で、酪農を基幹作物とする農業構造改善事業実施地区といふのはかなりあるようですが、この農業改善事業をやつておる地域といふのはどうなりますか、この制度との関連では。

○政府委員(檜垣徳太郎君) こまごました理屈を申し上げる時間もございませんので省略いたしますが、構造改善のための計画といふものと、今度の酪農の近代化計画といふものは、当該の地域において調整をはかるべきものといふふうに考へて

おりまして、酪農を基幹作物として取り上げておられます構造改善市町村は、この法律が通りますれば近代化計画を樹立すべき市町村といふふうに認定をされてまいりたいといふふうに思つております。

○矢山有作君 次に、「市町村酪農近代化計画」においては、次に掲げる事項を定めるものと、「この中で内容が羅列してありますね」といふ中に「その区域内の農業者の農業経営の条件に於ける酪農経営の改善の目標」と、こう言つてゐるんですが、これとさういふ抽象的な表現で、私どもにはよくわからぬのですが、この酪農経営の改善の目標といふのは、具体的にどういふ目標を立てておるのか承りたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 法律的にはたいへん抽象的な表現をとつておるのでございますが、立法の考へ方としては、酪農経営に關します経営の類型といふやうなものを、その当該市町村の条件に於けた形で設置をされたといふ考へ方でございます。

○矢山有作君 ちょっとよくわからぬのですが、その経営の改善目標といふのをもう少し具体的に説明してくれませんか。大臣の答弁と違つて局長のですから、もう少し専門的に、具体的に、よくわかりやすく。

○政府委員(檜垣徳太郎君) これは非常に専門的な問題でありますので、私も実はそれほど自信があるわけではございませんが、いま考へておりますことは、具体的な目標の内容として酪農経営方式、これはその村の条件によりまして、山地酪農あるいは平地酪農あるいは水田酪農といふふうな条件によつて分かれると思ひますが、そういう経営方式の種類の問題、それから目標所得額、これは酪農部門についてだけ、どの程度の所得を目標とするか、それから労働力の規模と所要労働時間をどういふふうに考へるか、地目別の利用すべき土地面積をどういふふうに考へるか、畜舎の施設、機械等資本設備の種類、数量、それから資金額といふやうなものをどうするか。飼料作物の種類別の作付け面積の生産量の目標、生乳購入量

別飼料自給、酪農部門の粗収入と経営費との試算、酪農部門の所得、他の部門の所得との関連、経営管理、労働時間及び飼料生産労働時間の概算、酪農部門一人当たりの所得、一日当たりの労働報酬の目標といふやうなものを総合をいたしまして、経営の類型を示すようにされたといふふうに考へております。

○矢山有作君 その経営改善目標の具体的な内容といふものに一々立ち入つて聞いていきますと、これは非常に時間をとることなんで、いまおつしやつたやうな事例を経営改善の目標としておられるといふことで、きょうのところは了承しておきますが、その酪農経営の改善目標のいわゆる基本的な考へ方ですね、これはおそろく専農的な酪農経営者は、その酪農によつて十分な生活が確保されるといふことを基本的な考へ方として、こゝういふやうな内容のものが具体的にきめられてくるんだと思ひますが、そういうふうに理解しておいてよろしいか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) この経営改善の目標の基礎の考へ方として、ただいまの御意見のやうな問題を伴つておるといふ点は仰せのとおりでございます。

○矢山有作君 それでは、これは具体的なものがきめられた後に、はたしてその内容で酪農が酪農として成り立つのかどうかといふことは論議をしなければならぬと思ひますが、そのときに譲らしていただいて、まだこれじゃ酪農が成り立たないじゃないかといふやうなことを言われるようなことのないように、内容といふものを充實さしてもらいたいと思ひます。

それからその次は、集約酪農地域の問題についてお聞きをしたいのですが、現行の集約酪農地域の制度については、酪農近代化計画制度との有機的な関連を考慮しつつ生乳の濃密生産団地としての性格を明確にし、指定基準等を改めることとしておる、こゝういふやうな説明が、今度の新しい制度のもとにおける集約酪農地域については、提案説明でなされてゐるわけですね。そして、さらに

それを補足してこゝう言つておりますね。「生乳の濃密生産団地の形成は、単に地域内において乳牛飼養頭数の増加等をはかつていくことのみによつてではなく、乳牛飼養規模の拡大、飼料自給度の向上等の基礎の上に立つ近代化的酪農経営の育成を通じてこれを推進していくことが必要である」と、こゝう言つておるわけですね。そのうすると、これは当然集約酪農地域指定の基準が、従来の集約酪農地域の指定基準よりも変わつてくるんですが、従来の集約酪農地域の指定基準といふのは、私もこれは承知しておりますが、どういふふうに変つてくるのか、おもな変わつてくる点を具体的にひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 今回の酪農法の改正が行なわれました場合に、集約酪農地域の指定基準は、いまお話がございましたやうな基本的な考へ方に立つて基準を改めたいといふふうに思つておるのでございますが、基準となるべき事項としては、生乳の集荷処理の問題と、乳牛の飼養との両面から考へられることになつて思ひます。生乳の集荷処理の面につきましては、これは現在の段階におきましては、従来よりも一そう大量の生乳を機械的に集乳し、能率的に乳牛施設に供給することが必要であり、それが技術的にも可能となりつたわけでありまして、そこで、そういうやうな変化に應じて、先ほど申しましたやうに、地域内の生乳の生産量といふものを乳製品の集約酪農地域については二七キロリットル以上、日量二七キロリットル、石に直しますと約百五十石以上、市乳の集約酪農地域につきましては一〇・八キロリットル、約六十石以上といふふうに改めたい。

○矢山有作君 ちょっと何石ですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 現状がそういうふうになつておるのでございますが、それを、それぞれ乳製品の酪農地域については六〇キロリットル

以上、石にしますと三百三十石以上、市乳集約酪農地域については日量二〇キロワットル、約百十石以上というふうに、基準を増大することにしたい。

それからもう一つは、従来は酪農乳牛施設に対する生乳の受場の集荷輸送時間に限定をおいておりまして、乳製品集約酪農地域の場合には二時間以内、市乳の集約酪農地域については一時間以内となっておりまして、現在の技術水準の向上に應じましてそれぞれ三時間以内及び二時間以内というふうに拡大をいたしたい。

それから乳牛の飼養面につきましては、先ほど来申し上げましたように、酪農の事情が非常に変わってまいっておりますので、具体的にどういふふうな基準を設けるかというところは、実はなお検討中でございますけれども、将来における合理的な酪農経営が成り立つ、成立し得るというふうな農用地の面積が存在するかどうか、また、そういう経営群に達し得る酪農家数というものが存在するかどうかというふうなことを検討いたしまして基準化をしてみたいというふうに思っております。

○矢山有作君　そうすると、今後の新しい制度によつてなされる集約酪農地域と、それから現行の集約酪農地域に指定されておる地域との関連ですね、これはどうなりますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君)　現行の集約酪農地域もその性質から申して、生乳の濃密な生産地域として育成をしていくという考え方については同様でございますので、当面、従来の集約酪農地域は新しい条件のもとで集約酪農地域として指定されたものとして継続をしてみたい。二年経過するか、もしくは府県の酪農近代化計画というものが認定をされたという段階に至りますれば、新しい条件に照らして条件を満たさないものはこれは地域の解除をする、指定解除をするというふうにいたしてまいります。その余裕期間内において新しい基準に合うごとく集約酪農地域の再編を考へてまいりたい、そういう意味で現在の集約酪農地域の指定

定がなくなるというふうな事態は避けてまいりたいというふうに思っております。ただ、内容的に市乳地域の拡大等がございますので、集約酪農地域としての性格の変化と、地域の広がりの変化というふうな問題は起こるまいかと思ひます。

○矢山有作君　それで濃密生産団地として育成していくわけですが、その場合に、やっぱり非常に重要な要素になるのは飼料の問題だと思ひます。濃密生産団地として指定していく場合に、飼料の需給度といったようなものは、従来集約酪農地域に指定されておったときの基準と比べてどういふふうになりますか。飼料需給率の拡大ということとは、相当私は重点を置いてお考えになつておるのだらうと思ひますが、具体的にもしそちらでわかつておたらひとつ説明していただきた

い。

を常々主張してきたところでありますが、それはやっていたらとしまして、問題になるのは、やはり生乳給食に對しての父兄負担を極力減らしていくか、やならぬということが一つの問題なんです。この点について、ことしはたしか五円の補助を出すようになっておると思ひますが、将来この父兄負担を減らしながら学校給食をやっていくというところについて、大臣のお考え方をひとつお示しになっていただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君)　私から申し上げるまでもなく、せっかく、生牛乳の給食にいたしましたも、父兄負担がふえていくということでは、父兄としてもあまり乗り気にならぬというふうな傾向もあると思ひます。できるだけ負担を増さないように配慮をいたしたい、こう思ひます。

○矢山有作君　これ、まあ大臣としては、いまのところその程度の答弁しかできぬのだらうと、私はえらい同情的なようなことはかいいいます。が、ね、と思ひますが、やっぱり農林省としては、生乳の処理拡大という面からも、学校給食は、これは本格的に制度化しようというところで取り組んでいくので、この父兄負担を軽減するということについて、もつと具体的に何か計画があるのなら、こういう方向でやりたいのだというところから、こゝろをやりたいのだというところから、いふまでもなく、なるべく父兄負担を減らしたいというふうにやりたいのだというのであり、これはだれでも言うことなんでね……。

○国務大臣(赤城宗徳君)　また年次計画あるいは負担の計画等がこまかく出ておりませんので、私的的確には申し上げかねるのでございます。その年度年度の折衝もあらうと思ひます。しかし、折衝は抜きにいたしまして、財政当局との折衝は抜きにいたしまして、私は、これは何といひますか、ストップして負担を増さないというふうな計画で計画を立てて、それで進めたいと、こういうふうに出ておるわけですね。

○渡辺勘吉君　委員長、関連。学校給食は、それでは、国内産生乳全量を給食するといふ最終年度は何年度ですか。前にも伺つたのですが、きより確認しておきます。実力者大臣として、これは明確に御答弁を願ひます。その場合に、それに至る経過的な、年次別な経過なんかを私は伺ひませんが、最終年度で、全量を国内産生乳で学校給食に回す場合、最終年度では、これは父兄負担を全部なくするといふ助成内容といひますか、そういうものを目標として年次計画を逐次推進していくのだから期待するんですが、社会党はすでに前々国会から、かくあるべき方向を、法案をもつて対決しておるんですが、それをいま踏まえて、政府も大いにそういう方向で善処をするが、今国会には間に合はぬというものが、四十六回通常国会の私の質問に対する大臣の答弁であつたのですが、それから二回も国会が経過をしておる今日ですから、きよりの段階ではその点を明確に御答弁を願ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君)　最終年度は、昭和四十五年年度に脱脂乳でなく、生牛乳で給食をするという計画でございます。でございまして、四十年から、その間の石数等につきましては概算でございますが、その父兄の負担をどういふふうにしていくか、いま社会党の提案によりまして、四十五年には無償になるというふうな案でございますが、これはそれはそれだと思ひますが、これはなかなか無理じゃないかと、いまはつきり無償にするというふうなことは、私から申しかねます。負担を増さないという配慮はすることは、これは申し上げられませんが、なくするということには、相当私も検討をしなければ、そういうことには相なりかねると思ひます。

○矢山有作君　これで大臣、やめますが、ちよつと答弁があつた後なんです。私も、増さないといふので、増さないといふことになり、現在より増さないといふことになり、これは前進がないのです。ですから、やっぱり大臣としては、こゝで学校給食は、将来父兄負担を減らすという方向で考へていくんだということををはっきり言ひ残しておいてもらいたいですよ、われわれは。

どうなんです。

○國務大臣（赤城宗徳君） これはなかなかむずかしいと思うのです。値段の点や、どれくらい全体としての学校給食の費用がかかるかというふうなものとも総体的に考えなければならぬ問題でございいますので、牛乳の値段等その他が固定していくのなら、あるいは減らすという、あるいは現在のまま、あるいはいろいろ考えられますが、総体的に考えて軽減していく、こういうふうな気持ちで進めていきたいと思っております。

○矢山有作君 畜産局長、実はきょうの質疑にはぜひ厚生省も出してひとつお伺いしたいと思っておたのです。これは厚生省の管轄になることなので、ところが、その手配をやっておりますので、これは畜産局長にとってはちょっとおかしいで、私が答弁することじゃないのじゃないかとおっしゃるかもしれないと思うのですが、しかし、やっぱり将来の酪農振興ということについては、消費の増大というのは非常に重大な問題ですから、こういう点では局長としても、また農林省としても、消費増大のためのネックがあるならば、そのネックを取り払う努力をやっていたかなければならぬわけですね、そういう立場からお考えを伺わしていただければいいと思っております。そういう見地ですと、お答え願いたいと思っております。というのは、御承知のように、現在の食品衛生関係の法規というのは、牛乳に対して非常にきびしい法律を制定しているわけですね。そのために、かえって中間経費が高つく、このことが消費の増進に大きな障害になっておるのだというところは、これはもうこれまでずっとお伺い言われていたことなんです。この点に關してはすでに昭和三十年に、集団飲乳の促進ということで環境衛生部長が通達を出し、あるいはまた公衆衛生局長が通達を出してありますけれども、しかし、これは一局長なり部長の通達であつて、もともとなる衛生法規それ自体が非常に厳重に縛っておるものだから、なかなかこの通達が生かされて使われていないわけなんです。そこで、これは長年にわたって酪農民な

り、また酪農生産者団体のほうからは、このきびしい食品衛生法規の緩和をやってくれと、こういうことが言われておるわけですが、これに対して畜産当局としてどういう考え方を持っておられるか、それをひとつ承っておきたい。

○政府委員（倉垣徳太郎君） お話しのよう、牛乳の流通消費の観点から考えますと、一つは処理加工等の段階で、できる限り簡易低廉な処理が許されるというこの利益を求めたわけでありまして、しかし一方、牛乳というものは、われわれ人間にとつての完全な栄養食品であると同時に、また細菌の繁殖にも最も適当なといえますが、繁殖度の高い食品でもあるわけでございます。公衆衛生の増進向上という見地からいいますと、衛生の問題があるわけでございます。この双方の調和の問題ということが私ども非常に大事な点であると思つてございまして、公衆衛生上の見地から許される限り、簡易な殺菌方法あるいは便宜な処理、流通を許してもらいたいという考え方を私も持っております。本日も実は私はこちらに参つておりますが、担当官の間で、食品衛生法に基づく牛乳の衛生規制という問題と、われわれの考へておりますコストの低減ということとの問題点を討議をいたしておりました。私どもとしても保障衛生上の立場から、許される限りお話しのような簡易な処理方法というものを認める方向で、省令なり、あるいは行政上の指導方針を緩和をしていきたいというふうに考へておるのでございます。

○矢山有作君 衛生問題との調和の問題もありまして、牛乳というのは何も薬じゃないので、もうはつきりした食品なんです。食品である牛乳が他の食品に比べて非常に規制がきびし過ぎるというの、これは現在の法制上確かに言えると思ふんです。したがって、この点の問題の解決については一そう努力してもらいたいと思ふんです。特に集団飲乳の場合には、ストリートに消費者が入つていくわけじゃないんで、たいてい衛生管理者とか何とかいうものが中におるわけですから、

そこで規制をやれば衛生上の規制はできるわけなんです。そういう点を考へて、ひとつ集団飲乳の促進のための取り締まり規定の緩和、こういう問題はさらに精力的に取り組んでいただくようにお願いをして、次の問題に移ります。

今度、土地改良法の一部改正案が出されておるわけですが、その中で一、二お伺いしておきたいのは、一体草地開闢の適地というものが的確に把握されておるかどうかということなんです。というのは、私が言つておることが間違ひかもしれない。あるいは間違ひでないやそれを基礎にしておいて答えていただければいいんですが、二十三年に農地局で調べられたところでは、開拓可能地五百五十万町歩、それから二十七年に畜産局が調査した要牧野改良面積というのは百三十七万町歩、それから三十五年六月、これも畜産局で調査しておりますが、これによると八十六万町歩、こういう発表になつてゐる。もちろんこれは調査の基礎が違ふから、いろいろに数字が五百五十万町歩、百三十七万町歩、八十六万町歩と、いろいろふらふらにまちまちに出たのかも知れませんが、一体草地開闢の適地というものはどの程度あるのか。的確な把握ができておるかどうか。これはやはり今の改正案によつて草地開闢を積極的に進めていくこととするためには、基礎的につかんでおかなきゃならぬ問題ですから、その点がわかつておればはつきりお示しを願いたいんです。

○政府委員（倉垣徳太郎君） 昭和三十八年度から二カ年計画で実施をいたしました土地改良総合計画調査の中間取りまとめの段階におきまして把握されました草地改良事業の施行適地の面積は、約八十一万町歩という数字が出ておるのでございまして、これはやがて国会にも御報告をいたすことになるかと思ふますが、土地改良総合計画となりまして、この数字はさらに再調査をいたした上での確定することに相なると思ふますが、おおよそ八十万町歩ということ、土地の自然的性質なり、あるいは地元の草地造成の希望等との関

係ではほゞ間違ひがないだろうというふうに見ております。

○矢山有作君 八十一万町歩ということで、一応これは土地改良長期計画の中の策定に入つていくわけですね。ところがね、これまでの草地開闢の状況を見ておると、私の手元で調べたものでは、二十八年以降三十九年までの総計で八万六千ヘクタールですが、この程度の草地開闢をやつておるようです。この草地開闢の進度をみると、現在の酪農の拡大と見合はれて非常におそいんじゃないかという感じがするわけですね。そうすると、草地開闢の進度というものは、酪農がどんどん伸びていつてゐるんですから、したがって、自給飼料の率を高めるという上からいつても、これはもつとテンポを早く進めていかなきゃならぬのじゃないかと、こう思ふわけですね。ところが、これにはいろいろ技術上あるいは制度上のネックがあるんだらうと思ふますが、そういう問題の解決を積極的に取り組んでいただいて、そして草地開闢を私は精力的に進めていただきたい。このことは一つは希望として申しておきたい。特に資源調査会が自給飼料の生産と土地利用に關する報告というのを出してありますが、この中で技術上の問題や、あるいは草地開闢の阻害になっておる制度上の制約の問題等を、牧野法や、あるいは農地法や、あるいは国有林野法等々にわたつてこまかく指摘しております。この問題については、あなたの方で立てられた「酪農対策の考へ方と方向」の中にも、これに対してどう対処していくかということとで、一部対策をお示しになっておるようです。それは第三の「生産対策」、その中の三の「経営農用地規模拡大の促進」あるいは「草地開闢利用の促進」あるいは「既耕地における飼料増進」、こういうふうなことで、いろいろな制度上の問題の解決もやつていかなければならぬのだと、指摘しておるようですが、これらの問題について、私は一々具体的にどうしてやるのだということを実はお伺いしたいのですが、とても時間がありませんからそこまできちん入りませんが、制度上の

制約があつて草地開発が進まないということが、やはり一つの大きな原因になつてゐると思ふので、これに對して、この「酪農對策の考え方と方向」に示されたような措置を今後積極的にやるのかやらないのか、このことだけを明らかにしてほしい。といふのは、この「酪農對策の考え方と方向」に示されておるその方向が、今度の酪振法の一部改正なり、あるいは土地改良法の一部改正の中では出てきておらない。もちろん多少措置されたものもありましようが、全部が出てきておるわけではない。そういったことを全面的に取り上げて今後やつておいてなるかどうか。この点をひとつ大ざつぱにお伺ひして終ります。

○政府委員(増垣徳太郎君) 私どもは、酪農振興の基礎となるべき草地の造成の素地、つまり草地改良適地についての諸制度あるいはそれを開発するための方式等について検討いたしました結果、その刷りものにもあげておるわけでございますが、畜産局固有の力でできますものと、農林省全体あるいは政府全体として措置すべき問題とございまして、全体を通じて、私どもとしては、いま先生からお示しがありましたわれわれの当初の考え方というものを逐次実現をしていくという方向で努力をしたいと思つております。

○矢山有作君 以上で、私は先ほど来言いました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案と関連をして聞いておかなければならない問題を残して、一応私のほうの酪振法及び土地改良法の一部改正についての質疑は終ります。

終りますが、先ほど来の質疑の中で示されましたように、酪農振興という問題については、飼料の問題あるいは集乳の問題あるいは乳業施設の問題、その他いろいろな問題にわたつてたくさんネットワークを持つておるわけですが、したがつて、そういうようなものを精力的に解決していかなければほんとうの意味の酪農の発展にはならぬと思ひますので、これらについては、今日改正案として法制化されておるものが、実際に活動するような具体的な有効な計画を立てて、しかも、立てた以上はそれを實際に実行に移していただくというこ

とはもちろんですが、さらに今度の改正案等で制度改定されたいものも問題が、酪農基本對策にはあなたの方の考え方の方で示されておるわけですから、そういう問題の法制化も早急に進めるようにしていただきたいと思います。こういうことを最後にお願ひしておきたい。これに對しては、政務次官、せつかくお見えになつておるのですから、政務次官のほうから、そういうふうにするならいたしますといふことをひとつお答えしていただきたい。

○政府委員(谷口慶吉君) 御要望の点もつともと思ひますし、将来の方向はおっしゃるとおりであり、推進していくべきであらうかと私も考えております。善処したいと思ひます。

○渡辺勸吉君 私、いまの草地造成に一つだけ関連してお尋ねしますが、これからの方向としては八十万ヘクタールを目途にしておられる。従来は二十八万ヘクタールで八十万ヘクタールであつた、こういうのが、一体日本の気候風土の自然条件の中で、この草地造成といふものはよほどヨーロッパとは違つた立地条件に置かれてあるわけで、私はひとつ具体的な例でお尋ねをしますが、岩手県に安代町という町があります。それからもう一つ例をあげれば、葛巻町という町がある。大体一万町歩程度の草地造成をしたところ、この草地がその後雑木林に転化をしておる。現実に早く雑木の育成をむしろ地域住民が期待してゐるという工合で、非常に当初の目的とかわつた方向にきておる、こういう点を私は、あるいはヨーロッパと基本的によほど技術的にも検討を要する問題があると思ふんですが、これは林野庁の専門家がもういふ点についてのかんがひのやうな問題点を提起しておるはずですが、きょうは長官も見えてないやうだが、谷口次官、一体こういう点で、やはり十分従来の経過を検討して誤りなきを期さなければならぬ問題があると思ふんですが、こういう点はどういうふうにかこれの前向きに——こういう現実が随所に起こつておるわけですが、なかなかどうも日本のそういう特殊な過渡地帯、あるいはこういう気温

というものが作用して、だんだんどうも草が残された面から雑木が出てきておる、そういう点が一體検討されて、しかも酪農の中心課題である草地造成に取つ組んでいくには、かなりにこれは現実の問題として注目しなければならぬ問題だと思ふ。そういう点はどういうふうに整理されておるのですか。

○政府委員(谷口慶吉君) なかなかむずかしいたぐさの問題が中にはあるやうな気がいたすのでございまして、やはり私どものほうでせつかくそういう草地造成のために力をばいたしながら、なおまた、農民も意欲的にそういう方向に進まねばならない現時点において、さういふことがありますことは、どこかやはり根深い、何かこの事業を推進するについての悪条件もあるんじゃないやうかと考えられますが、きょうここでにわかには、こうすればいいのじゃないかといふことの、どうも答弁がでないことをまことに遺憾でございまして、今後ともよく検討してまいりまして、さういふ問題を解消していくべきではなからうか。

現時点ではさう答える以外にないと思ひます。○矢山有作君 それでは次に、不足払いの問題についてちょっとお伺ひしたいわけですが、まず最初にお伺ひしたいと思ひますのは、私が聞いておるところでは、この不足払い制度を最初検討されたときには、飲用乳についてもこれを不足払いの対象にするんだといふふうな考え方があつたんではないかといふふうにお伺ひしておるんですが、これは私のあるいは間違ひいかもしませんが、聞いておるんですが、なぜこの飲用乳といふものを不足払いの対象からははずして、加工原料乳だけに限定したのか、その理由をお伺ひしたいんです。私がそれを言うのは、酪農對策の方向といふことで、農林省の畜産局に畜産振興對策室といふのがあつたんですが、そこで検討されたときに、飲用乳も不足払いの対象にするといふ検討をなさつたといふふうにお伺ひしておるんですが、お伺ひしてゐるわけ

○政府委員(増垣徳太郎君) お話しのやうに、私

ども畜産局に畜産振興對策室を設けまして、その検討事項の一つの重要事項として、酪農の振興の問題を取り上げたわけでありまして。その中に、酪農振興の一つの問題として、乳価對策、國の施策として乳価對策としてはいかなる形があり得るかといふことを、おおよそすべて洗つてみたわけでございます。したがつて、検討の経過におきましては、全生乳を対象とする価格對策といふやうなことも検討の課題にいたしましたのでございまして、検討の最終段階におきまして、現在の日本の牛乳、乳製品の需給事情、生乳の生産事情等を考えた場合、当面いゆる不足払いの方式による生乳価格の支持、あるいは農家手取り乳価の確保といふものの問題を考える必要があるのは加工原料乳であるといふ結論に達しまして、加工原料乳について、もつております本質的な交易条件の不利といふ問題の解消を制度の対象として取り上げるという結論になつたわけでございます。

○矢山有作君 それでは具体的に検討された結果、当面不足払いの対象は加工原料乳である、こうおっしゃるのは、結論だけおっしゃつたので、なぜさういふふうな全生乳を対象にするといふ最初の方針がかわつて、加工原料乳だけを対象にしたければならなくなつたのかといふ、その理由を聞いてゐるわけですが、政務次官、あなた御存じないですか。

○政府委員(谷口慶吉君) かようなことを、この時期で申し上げることはいいかかと思ひますけれども、この法案をこしらへる段階においては、実はそこまで入れるかどうかといふことについては検討はいたしたかと思ひます。しかしながら、いま局長が答えますやうに、まず、これからひとつ手がけていったほうがよろう、こういうことでございまして。

○矢山有作君 私は、この加工原料乳からなぜ手がけていったほうがよろうといふ結論に達した理由は何か、その論議の過程といふものをお伺ひしてゐるから、これは政務次官でわからなければ、畜産局長のほうからお答え願ひたい。

○政府委員(増垣徳太郎君) 御質問の中で、当初の方針からかわつてということをごさいますでしたが、対策を求めたための検討の経過において、全生乳を対象とすることが必要か、あるいは可能か、有効かという議論はいたしたのでございますが、方針として、最終的に固まりましたのは、加工原料乳について不足払いをするという必要があり、また、それこそが日本の現在の酪農事情のもっとも重要なことであるということになったわけでございます。飲用乳につきまして、不足払いを考へる必要があるかどうかというところは、これは私は端的にいうと、立場立場によつて、ものの見方はかわり得ると思うのですが、私どもとしては、飲用乳については、およそ対外的な競争関係が生ずるおそれもない。また、消費の伸張は累年非常に目ざましいものがあつて、それに対する特殊な商品価格をもつ飲用乳というもの、その需給関係において形成される、価格というものは、ほとんど適正に決定されるはずである、その結果を見ましても、飲用乳についての価格水準というものは、生乳の再生産を可能にする価格水準と私どもとしては認められる、こういうことから、当面それらの条件をもたない加工原料乳について、不足払いを行ふ必要があるという思考の経過を踏まえて、ただいま御審議を願つておりますやうな法律制度というものを立案をいたしましたわけでございます。

○矢山有作君 加工原料乳だけを不足払いの対象にする結論に至つた理由はわかりましたが、その中で私ちよつとひつかかるのは、飲用乳については比較的有利な取引がなされておるから、これはもう対象からははずしてもかまわないという考え方が一つあると思うのです。ところが、加工原料乳にだけ不足払いをやつて、飲用乳だけをそのままにしておいて、はたして将来も飲用乳のこの有利性というものが保つていけるのかどうか、そこに私は非常に大きな問題があるのじゃないかと思うのです。特に現在のように、牛乳の需給調整機能というものが御存じのように全面的に乳業資本に握

られておる。大手四社で大体七〇%、加工原料乳だけについていへば九〇%以上を握られておるわけですから。そういう状態の中で、はたして加工原料乳だけの価格不足払いをやつておつて、将来も飲用乳についてはこのままではつづらかしておいて有利性が保てるのだということが言えるのでしょうか。というところは、具体的に言わねとわからないうでしよ、私の言おうとするのは、具体的に言へばこういうことなんです。これはまああとで議論しなければならぬ問題で、あまり深く入りたくなかつたのですが、保証対象数量というものはやはり限定されておるわけですから。そうすると、保証対象数量以外の乳量というのは、これは一体どうなるか——保証対象からははずれたやつは、これは買いたたきを受けはしないか、こういう問題がある。さらにもう一つは、加工原料乳として購入したものの、あるいは保証対象からははずれた安く買った乳というもの、はたしてそのまま原料乳にきちつと向けられておるのかどうか。これが案外、市乳需要の増大したときには市乳地帯に持ち込まれて市乳化されていくんじゃないかという問題も出てくるわけですから。さらに、御存じのように、学校給食用として輸入される脱脂粉乳のうち一割ないしそれ以上のものが不適格品として放出をされて、これが還元牛乳となつて出回つておるといふ事実もある。そうすると、脱脂粉乳が輸入されて、そういう還元牛乳が出回るといふことももちろんですが、加工原料乳の乳価がこの不足払いの対象になることによつて、メーカーに比較的安く手に入るという状態がつくられた場合に、安い脱脂粉乳が還元牛乳としてまた出回る、こういうことになると、私は、市乳がいま有利だ、飲用向け牛乳が有利だからといって、その状態が将来もそのまま続くかどうかという点に不安があるわけですから。その点はどうか。

○政府委員(増垣徳太郎君) 非常に不確定な問題を含んだ御質問でございます。十分行き渡つたお答えができるかどうかと疑問に思つたのでございますが、私は、ただいまお話に出ましたやうな状況が、飲用乳の交易条件を悪くするということにはならないのではないかというふうに思うのでございます。結論的には、ただ、いろいろ問題が多いわけでございます。第一点にお話に出ました保証対象数量以外の加工原料乳が、これが市乳地帯へ回されて市乳の市況を悪くするのではなにかというお話をございませうけれども、その加工原料乳の対象外のものが出るか出ないかは、また別途議論がございませうけれども、かりに出たといふにしても、その価格というものは基準取引価格によつて取引されるものでございませうから、したがつて、特にメーカーのサイドから見れば割に安な乳というわけにはまいらぬ。でなくて、農民の側の手取り乳価としては対象外のものが、理論的に申せば不足払いを受けられないという意味で不利な交易条件になるということにすぎないわけでございます。それから加工原料乳で買つたとか、あるいは市乳向け原料乳として売るとかというところは、これは工場における処理の結果によつてきまつてくるものでございませうから、したがつて加工原料向けの乳が飲用乳に化けて市乳地帯に出るということとは、少なくとも制度上はあり得ないこととでございます。

○矢山有作君 これは私も全く考え方が結論からいふと逆になるのですがね。それはそれとして、それじゃ、私はお伺ひしたいのは、なるほど加工原料乳として買つたものを市乳として使うというやうなことがあるのじゃないかと、こういうことに對して、制度上はそういうことは起こり得ないということをおっしゃつたのですが、現実の問題として、加工原料乳で買つたものは加工原料乳として使う、飲用原料乳として買つたものは飲用原料乳として使うという規制といひますか、確認といひますか、そういうものを具体的にどうしてやるのですか。私はいまの現状で言ひなれば、なかなかそれははずかしいのじゃないか。なぜかというところ、需給調整に關する機能というものは、生産者にも生産者団体にも一切ない。そういう状態のもとで、はたしてそういう用途別な入荷をやると言つて、それを確認できる方途というのがあるのかどうか。その点はどうか。

○政府委員(増垣徳太郎君) 先ほどもお答え申し上げましたように、生乳の取引の段階において飲用向けとか、加工向けとかいう用途別の受け渡しは行なわれ得ないわけでございます。工場へ入りまして、それが飲用乳原料としてどれだけ消費せられ、加工向けにどれだけ消費せられたかという実績によつて、初めて飲用向けと加工向けの数量が確定いたすわけでございます。それを確認する方法としては現在の乳業施設、少なくとも加工用の施設と飲用向けの施設を持つております程度の工場につきましては、それぞれ用途別の使途が原料の使用伝票によつて明確になつておるのでございます。また、明確でなければ当該工場としては原価管理が全くできないというところに相なりませう。で明確になつております。また、製品の受け払い等も帳簿上明確になつておるわけでございます。その点は今後設置指定されるはずの生乳生産

者団体との用途別取引に関する契約に基づいて、契約上その出荷いたしました生乳がいかに消費されたかというところは確認を求めた権利は、私は生産者団体側にもある。それで、またそれだけでは問題がございまして、法案の第二十三条に、農林大臣または都道府県知事に報告及び検査の権限を、工場ごとの用途別使用数量の確認は、毎月定期的に都道府県の職員によって直接確認をさせるという方法によって明確にしたいというふうに思っております。

○矢山有作君 おっしゃることは私もよくわかるんです。それはちょっと言い方がひど過ぎるかもしれませんが、会社が税務署に税金の申告をするときに、ちゃんと帳簿の表の帳面づらはこうですと、いっているのと同じで、表向きはこれだけ飲用牛乳に回り、これだけが乳製品に回った、これはわかるんです。しかし、実際問題として私が聞いているところでは、これを飲用向け、これを乳製品向けといったところで、それが企業の採算上の非常に重大なポイントなんです。そんなものを外部から帳面づらを見ただけでそのまます。これは、たとえば飲用牛乳の原料として買った乳を乳製品に回すか、あるいは飲用牛乳としてそのまますか、あるいは乳製品の原料として買った乳を乳製品に回すか、飲用牛乳のほうに回すか、これは企業のそばん勘定からいってたら大きく変わってくる。そんなことを、外部から帳面づらを見るだけでは確認できないような仕組には私はなっていないと思ふ。もしそうなら、いままでも乳価紛争がしょっちゅうあったときに、大体この畜安法の六十四条を使ってそれを確認したことがありますが、私はおそれくそれを検査できるほどの力は現在までの農林省にはなかったのだらう。事実上やはりやってない、そういう実績を踏まえて、今後その確認ができませんか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 従来、乳価紛争等が

ありました場合に、これが飲用向け、加工向けという用途別価格の取引契約がございすればそれが紛争解決の必要もあり、また、確認することのでございしますが、現在まではそういう用途別取引契約というものはほとんどなかったわけでございますので、紛争解決のための手段として用いる効果も考えられないということでお話しするようにしております。現在までは、お話しながら、制度として用途別の取引を求め、また、用途別取引に基づいた確認をする法的な位置をもちますならば、これは私どものほうも若干の工場について事前に調査をいたしたのでございしますが、私どもとしては都道府県、場合によって農林省からも随時確認の手段をとつてよろしいと思ふのでございしますが、私は、メーカーが常に二重帳簿等で虚偽の記録を残すというようなことを考へるならば別といたしまして、正確につかまえてやり得るというふうに思っております。

○矢山有作君 それはまあ、いままでも混合乳価制度であったから、乳価紛争のときにこそ今まで立ち入って調べる必要がなかったから調べなかったというんです。しかし、私は、いままでも畜産物の価格審議会等で、農林省のほうから指定乳製品の製造経費は一体どれくらいつくのかというところでしょっちゅう資料を求めたわけなんです。そういった場合に出てきた資料というのが非常に不確かな資料だといって議論になったことは、あなたも御存じのとおりです。そういう場合に、ほんとうに的確なものをつかんで審議会に資料を提出しようという姿勢があるなら、私は六十四条を発動して、ちゃんとこれは乳製品に回ったんだ、これは市乳に回ったんだというところまでの確に、かねて積み上げてくれば、そういうところからの調査を、検査をやる機会がなかったとはいえない、ただやらなかったということがある、現在の状態ではやれないということが私はあるのではない

かと思ふ。なるほど私はなにもメーカーを頭から疑つてかかるのじゃないので、それ以上メーカーがいともやを言うのだというのを申しません。申しませんが、少なくともそうした購入した原料乳をどういうふうに使つかというところは、企業採算上大きな問題ですから、だからそれが簡単に外から把握できるような状態とすることは私は考えられぬと思ふ。常識上、したがって、私の言わんとするのは加工原料乳に対する不足払いをする、そしてその前提として用途別乳価をやるというのですから、そうなら用途別乳価をやる前提を確立してもらいたい。ということは、はたして乳製品向けとして購入した乳が回ったのか、市乳向けに回ったのか、それを確認する手段方法があるはずなんです。考へていけば、ですから、そういう制度をつくられて、これは酪農民にも信頼ができるような方法にその仕分けをやつて、そしてなるほどあなたが売った乳のうち、これだけは乳製品に回ったのです、だからこれに對しては不足払いでこれだけ出しましょ、これは市乳に回ったのですというのをきちっとわかるようにしなければいけない。そういう制度を考へておられますか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 一度工場へ入りまして生乳がどういう用途に向けられたかということを確認することは、私は制度の問題じゃなく、事実の確認の問題だというふうに思ふのでございします。それにつきましては、私どもも申し上げましたように、数個の工場について事前調査もいたしてみましたが、確認はそれほど困難なものはない。また、実例として九州の一部においては用途別の取引を農産団体とメーカーの間で行なつておるのでございします。その実績を見ましても、工場へ入りまして乳は一つのタンクに入りまして、それが飲用向けに流れますパイプと、加工向けに流れるパイプに分かれて使用されるわけでございます。この使用仕向けの実績は、それぞれ日々計表によって明らかに工場としてはしているわけ

ございまして、現在九州において取引されておりますのは、取引相互間における確認によって、これはトラブルもなく明確にいたされているわけでございます。ただ、それだけでは問題がございします。政府としての不足払いをいたすわけでございます。先ほど申し上げました二十三条の報告検査権限というものに基つて都道府県の職員を原則としてその確認に当たらせたい、まあ全国数々の工場があるわけでございますので、農林省だけでもいたしかねますから、そういう権限を発動して、毎月、工場に備えられております伝票、帳簿を確認することによって明確な把握は不可能ではない、むしろそれは困難なものではないというふうに考へております。

○矢山有作君 それでは、まあ畜産局長の答弁によると、どういうふうな用途に生産者から購入した乳が使われたかということについては、農林省だけではやりにくいです。したがって、都道府県の職員にそれを確認させたい、こうおっしゃるのです。私は、この問題については、これはよほど厳重な立ち合い検査をやつて確認していかなければいかぬと思ふ。しかしながら、あなたが都道府県職員を使ってそれをやらせる、それによつて的確な検査資料が出るというなら、私はそれを一年なら一年見ましょ。見ますが、そのときに、それがはつきりしないようなぶざまなことをやつてほしくない。私に言わせれば、第三者によつてどういう用途に使われたかというところははつきり確認して、用途別乳価をやるなら用途別乳価が生きてくるような方策をとるべきであると思ふ。しかしながら、そこまでいかなくて、あなたのとおっしゃった線でいくというなら、それでやってみてください、こういふことですから、そのときにメーカー側との間で実態がつかめなかったというよりなことのないようにしていただきたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) ちょっと訂正をさせていただきます。工場数数千というふうに申し上げたんですが、これは飲用乳のみをやつておる工

場を含めて申し上げましたので、これは加工原料乳についての数量把握でございますので、乳製品工場に限って問題とすべきで、その数は二百六十工場ということでございますので、訂正させていただきます。

○渡辺勲吉君 私に因連して伺うんですが、法律の提案理由説明にもあるように、加工原料乳地帯の生乳の市乳化促進をはかるということが本法案の大きな眼目となつて、それを具体化する施策の一環として、不足払いというふうな方になつておりますが、この前提となる基本方針、いわゆる市乳化促進が将来的に今後推進されるということは、この対象の市乳地帯に対する供給量が逐次増大していくという結果をもたらすと、これはまあ当然のことですね。で、さらに加工原料乳地帯では、この乳製品の加工採算価格に基づくところの基準取引価格がここで法制化される。そういうことになつて、メーカーとしてはきつめて有利な価格条件が構成されるわけですから、そういう有利な価格条件が構成された場合に、取引が非常に従来よりも容易になつてくる。そうすると、積極的にメーカーとしては脱粉の生産というものに入ってくる、そうして還元乳というものとなつてこれが再び市場に出回る、そうして供給量の増大にこそ拍車をかける、そういうことになるわけですね。その結果、市乳地帯の価格が抑えられて低落することが当然出てくる。そのことはまた直ちに加工原料乳地帯にはね返つて、保証価格あるいは基準取引価格に影響を必ずまた連鎖反応として与えていくわけですね。こういう結果まで見通してくれば、好むと好まざるにかかわらず、本法案の趣旨が矛盾する結果を招来するということになると思うが、この点は一体どういふふうに全体の動向の上でこの法律を考へておられるのか、また運用はどうなのか。関連ですからついでに伺います。が、したがつて、このことを未然に防止するために、飲用乳の価格支持について特別な施策をまた講じなければならぬということが当然考へられるわけですが、これらについてひとつ納得のいく

答弁をまず要求します。具体的に。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 加工原料乳地帯におきまして加工原料乳に対する不足払いを行なうという点にいたしますと、不足払い部分は基準取引価格以上に酪農家の所得の向上に貢献するということになり、一方、乳製品のメーカーとしては基準取引価格という加工採算価格、つまり乳製品の市況が安定指標価格という水準に安定するならば採算がとれるはずだという、そういう価格で取引をされることになるわけでありまして、この基準取引価格の算定は、メーカーの標準的な経費というものを販売価格から差し引いたものでございまして、したがつて、安定状態のもとにおいて採算をとれるという意味におきましては、これはメーカーも経営上の利点があるというところは認めざるを得ないと思ひます。しかしながら、需給事情のいかんによりましては安定指標価格を完全に保持するということわけにもまいらぬ事態も起こってくる。これをささへます畜産振興事業団の買出動といたしましては安定指標価格そのものを支持するのではないという点に幅があるわけでございます。そういう意味で、常に有利を保証されるという性質ではないということが言えると思ひます。それから、そういう状態であれば、飲用乳に向けるべきものを加工乳に向けたつて、そして脱脂粉乳で還元乳をつくつて売るといふことが起こるのではないかと。いふお話でございますが、現在の価格関係において飲用乳を減らして加工原料乳のみに回す、脱脂粉乳をつくつて還元乳をつくるのが有利であるという価格関係は私はあり得ないと思ひます。また、そういう脱脂粉乳に一度転換をいたしましたものを、飲用乳地帯で加工還元牛乳にするというものは、絶無と私は言ひ得ないと思ひます。それはむしろ飲用乳の不足状態に対する調整措置としてメーカーがとるであらう、このことは必ずしもメーカーの採算の有利性からではなくて、むしろ企業としての安定的な飲用乳の供給の補充的な方法として用ひべきであるというふうに理解をすべきであると思ひます。飲用乳の需

要を満たし、かつ乳製品の生産が過大になるということがあるとするならば、それは生乳全体の生産が総需要の見通しよりも多いというときにだけあり得るということでありまして、むしろ私どもとしては、そういうような状態は現在の日本の酪農の諸情勢から見ても、国内問題に關する限り起こり得るということはほとんど考へられないというふうに思つております。

○高山恒雄君 関連質問ですけれども、いまの点は非常にむずかしい問題だと思ひます。飲用乳の場合は四季的に違ふと思ひます。消費が、そうでしよ、たとえば冬と夏はだいぶ違ひますね。そういう面からいって完全にその加工乳との掌握があなたの方でできるという、もつと具體的な、たとえば四季的に違ふものの契約をして、おいた、いまは非常に飲用乳のほうが売れ行きが多くて加工乳は少なくていかぬ、そういう操作ですね。これは政府がそういうふうに契約を結ばせてやるんですか。その点はどうなるんです。契約からくる問題ですね。

○政府委員(檜垣徳太郎君) この制度のもとにおきましては、指定生乳生産者団体が乳業者と契約をいたします場合の契約方式として、用途別の取引をするというのを不足払いの前提として要求することにしたしております。省令の規定によりまして、でございますが、飲用乳になるか加工乳になるかは、工場に入りまして乳がどういふふうにあるか、工場に入りました乳がどういふふうな数量がきまり加工乳の数量がきまる。その結果に基づいて対価の支払いが行なわれ、また不足払いも行なわれてくるということになりますので、高山先生がおっしゃいましたように夏場、冬場の飲用乳比率の変動に応じて加工乳向けの原料乳の数量がかわつてくるというところは、これは結果として出てくるこれは日本の現在の飲用乳の消費実態から見まして避けがたいところであると思ひます。でございますので、冬場の飲用乳の消費の少ないときには、これは不足払いを受ける加工乳のウェイトが大きく、夏場は加工乳のウェイト

が少ないという結果になると思ひますのであります。

○高山恒雄君 掌握できるといふわけですね。

○政府委員(檜垣徳太郎君) その点は、先ほど来申し上げておりますように、現在の乳業施設、なにかんず、加工乳と飲用乳と施設して併設しております限りの工場において、私は可能である、私もとしては自信が持てるというふうに考へております。

○矢山有作君 いま局長が渡辺委員に対する答弁の中で、脱粉を還元乳として出していくということとは、採算上、必ずしも生乳との関係で行なわれるとは限らぬ、こういうふうなことを言われたんだらうと思ひますが、これはやはり、いわゆる基準取引価格——脱粉なら脱粉に向く乳をメーカーが何ほど買つかというふうなことも関連してくる問題ですね。将来の基準取引価格にこれは関連が出てくるから、そこまで問題を発展させると、すぐいまの問題を説明することにならぬから、それはそれとして、現在における乳製品向けの加工原料乳の現実の取引価格で脱粉にして、それを還元乳にした場合と、それ加工して現在、市乳向けとして取引される乳を加工して処理して、市乳として出した場合と、具体的に採算上どうなんですか、それは調べておられますか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 現在の原料乳価格としての取引価格水準で、まず標準的なものというものを考へますと、一・八七五キログラム当たり五十七、八円というものが、基準的なものと一応考へられる。そういう前提に立ちまして脱脂粉乳をつくり、その脱脂粉乳を還元乳にするということにいたしました場合に、どのくらいメーカー段階におけるコストになるかということでございますが、実は厳密にいまして、なかなか、いまのところ捕捉しにくい面があるわけですね。と申しますのは、還元乳固有で売つていない、これは一種の調整乳として用ひているという点を、捕捉のむずかしい点があるわけでございますが、形式的な計算をいたしますと、脱粉からの還元乳のコストは、大体一・八七五キログラム当たり九十四円前

後ではないかというふうに私もとしては考えております。

○矢山有作君　そうすると、その九十円というのは、市乳向けの乳を買って処理して、市乳でメーカーが出す場合の値段と比較してどうなんですか、メーカーにとつての有利性は。

○政府委員(橋垣徳太郎君)　これは処理段階以前のコストを申し上げましたので、現在、いろいろ飲用乳についての用途別取引というのが一般的でございまして、比較のむずかしい点があるわけでございますが、九州の用途別取引等を参照をいたしてみますと、九州の地域における飲用乳向け原料乳の価格水準は、大体八十二、三円よりでございます。でございますので、ただいま申し上げましたように、これを確保いたしまして、十一円四十銭または十一円五十銭という水準で売っておるのでございますが、中間の処理コストは、おおむね還元乳の場合も同様のようでございます。でございますので、現段階におきましては、還元乳の処理というものは、メーカーにとつて、飲用乳の処理に比して有利ではないということはいえると思つております。

○矢山有作君　現在有利ではない、こういうことですがね、しかし、そのことは、先ほども言いましたように、将来の基準取引価格がどうなっているか、これは、乳製品の輸入の問題にも関連もありましようし、いろんな要素がからんでますから、これはわかりませんがね、私は、永久に将来、還元乳として出したのが、市乳でやったよりも、メーカーにとつては不利ということはいえぬと思うのです。そういう状態が来たときに、やはり還元乳というのがどんどん出回るといふ事態が予想される。そうすれば、市乳化促進といつていいことは、先ほど渡辺委員の御指摘のように趣旨が貫けないような事態が起こるのじゃないかといふことを言っておるわけですが、これに対しては、あなたのような専門家だから、十分よく御存じなので、そういうような対策といふものは十分考えておいてほしいと思つたのです。

それから、この不足払いの法案は、当分の間の法案ということで、いわゆる暫定法という形をとつておるわけですが、「当分の間」といふのは、一体どのくらいの期間を予想してこの法律をつくつておるのか、そうして、また、その期間内に、一体酪農の姿といふのが、どういふふうになつていくと考えているのか。そういう点が、やはり今後の酪農のあり方を考える上で重要な問題と思ひますので、関連して「当分の間」といふのは、大体どのくらいの間を考へ、そうしてその間に、日本の酪農のあるべき姿といふのは、どういふふうになるという想定をして言つておられるのか、これを具体的にひとつ示していただきたい。

○政府委員(橋垣徳太郎君)　この法律で「当分の間」と申しておりますのは、現在の乳製品の需給事情が変動を続けていくに違ひない、客観的にそう思われる。で、現状においては、乳製品向けの加工原料乳のウェイトが四五五程度、飲用乳が五五五というところで、飲用乳地帯、加工乳地帯といふものの需給事情といふものが非常に違った形になつておるという事情が一つある。また、日本の乳製品の価格水準は、外国のものに対して割に高い状態にある。また、日本の酪農の経営は、逐次拡大を遂げつつ合理化を進めておるわけでありすが、なお、一、二頭飼といふような零細な経営規模が六割に近いものがあるといつたような過渡段階にありますので、飲用乳、加工乳製品の需給事情が安定的状態に達する時期、また、国際競争力について、ある程度の国の保護措置のもとで競争力が得られる、あるいはまた、酪農の経営についても、主業的な酪農あるいは複合酪農を基幹部門とする経営が一般となつて、農業部門においても安定的な位置を占めるといふような事態になれば、加工原料乳についての不足払いの制度といふのが、少なくともそういう状態になつたという意味で「当分の間」という用語をつかつておるのであります。で、この「当分の間」といふのは、

は、どのくらいの期間かということでございますが、具体的に私どもは、これを五年間とか、あるいは十年間とかいふふうには考えておるのではありません。で、この制度によつて、日本の酪農生産の安定と拡大をはかつていくといふ必要のある限り、この法案によつて施策を進めてまいりたいといふふうには思つておるわけでありまして、したがつて、そういう限定的な期間を考へておりませんから、その時期における日本の酪農の姿はどうなるかといふ御質問につきましては、むしろ、循環論法的なお話になるわけでございます。お答えをいたしかねます。ただ、なるべくすみやかに、酪農家のためにも、日本の消費者のためにも、加工原料乳の不足払いといふものを必要とせず、かつそれだけが安定し得るといふ時期を持ちたいといふ意欲を持っておるのでございます。

○矢山有作君　きつめて政治的な答弁でね、これは大臣がそういう答弁をする、政務次官がするのなら、またこれは話は別ですが、しかし、まあ一応飲用乳について需給の均衡が安定をし、酪農や乳業の生産性が向上したり、飲用乳比率が高まつたとき——まあきつめて抽象的な説明ですわね。われわれは頭が悪いから、そういうときの酪農の姿といふのはどういふふうなのかということがよくわからないし、また、そういう段階に持つていくのに何年かかるかわからぬと、こうおっしゃるんですね。「当分の間」といふのは何年かかるかわからぬといふんじや、これはあなたがいまおっしゃつたような抽象的な段階に持つていくのに積極的な何らの施策も講じないで、じつと手をこまねいて待つておるんですか。待つておるんなら、それは何年かかるかわからぬといふことになるのかもしれぬ。しかし、少なくともいまおっしゃつたような説明、いわゆる抽象的ではあるにしても、そういうふうな状態に日本の酪農といふものを持つていくのについては、具体的にこういふ施策をもつてやつていくんだと、そして大体この時期を目途としてそういうことをやるんだといふこととでなくちゃ、いつそういう姿になるかわかりません、というんじやあ、これは全く雲をつかむような話で、これは答弁になりませんよ。大臣、その点どうなんですかね。当分の間といふたら、いつかわからぬ。端的にいえばいつかわからぬような状態で、日本の酪農を考へてもらつちや困るんですが。

○国務大臣(赤城宗徳君)　いま畜産局長の答弁が政治的とおっしゃいましたが、実はそういうことを私が申し上げたいと思つたのでございまして。そういう意味におきまして、「当分の間」といふのは非常に政治的で、これを何年間とかいつたような時限で切り上げるというわけじゃなくて、実はほんとうからいへば、相当長い期間この法律を施行していきたいといふ考へでございます。しかし、長い期間とは申しながら、酪農の生産性が上がつて、国際競争力を増す——これは實際いつて国際競争力において日本の酪農がほかの国に勝つといふようなわけには私はまいらぬと思ひます。しかし、まあ国際競争力を増していくという努力を続けながら、この法律を施行していくと、こういうこととさせていただきますので、確かに政治的な意味を含んでおります。最近の法律の用語でも、「当分の間」が相当長く続くのが「当分の間」でございます。実はいろいろ政治的な折衝の結果、これを長くやらなくちゃ困るといふようなこともあるので、「当分の間」とは書きましたが、まあ生産性が上がつて安定するまでといふような気持で書いたものでございまして、なくてもいいものなんです、ほんとうは。

○矢山有作君　これはさつと政治的な答弁で、なるほど「当分の間」といふその間に、局長が説明なすつたような状況に持つていくんだということ。それじゃあその「当分の間」といふそういう状態になるのに何年ぐらいたつたといふと、それは何年かかるかわからぬ。これはやはり私は言い過ぎかも知れませんが、酪農の将来のあるべき姿といふものに對して自信を持つて農林省が取り組んでおられぬのじゃないか。そのことがはしくもいまの答弁に私は出てきたんじやないかと思つて

すが、それじゃあ困りますよ。これはやはり農林省としては、少なくとも苦勞して現在の酪農の問題点を解明し、そして将来の対策を立てて、日本の酪農のほんとうの進展をはかるというのなら、もう少し具体的な計画というものを立て、それに対する予算的な裏づけというものをしっかり確保するようにしてやっていかないと、いかぬので、それをせざるを得ない。これはいままでどおりに、いわゆる酪農メーカに引きずり回された酪農政策ということであつて、日本の農林省には酪農政策はないのだ。日本の酪農メーカに酪農政策があるのだ、こういうことになりますから、これはそういうようなことにならぬように、これ以上言ひ合ひつことをしてもしょうがないから、ひとつ猛省を促しまして、この問題を打ち切つておきますがね。

○渡辺勲吉君 関連。矢山委員は何かきわめて簡単に猛省を促したようですが、私はやはりことはじりをつかまえるわけじゃないですがね、「当分の間」といい、法律には暫定といい、かまへ方がすつきりしないと思うのですよ。ほんとうにこのものに真正面につかつて、これから質疑の具体的な内容に入るわけですが、たとえば保障価格の決定、基準取引価格の問題、そういうときには関係酪農民はおそらく政府当局が考へている以上に期待が大き過ぎている。その期待にこたへるためにも、これはおそらく四十一年度の予算になるわけですが、そういう積極的な、こういう期待にこたへるためには、もっとやはり将来の展望を科学的に見通して、私はお伺ひするわけですが、需給の見通しなり、そういう展望の中に、一体価格はどうか、その財政支出はどうかあるかということが、農林当局でもっとしっかりしなければ、これはまた予算でちゃん切られることは必至です。こんなことでは期待を裏切り、国民を裏切ることになる。「当分の間」を削り、暫定という法律の名題を削つて、もっとすつきりやる用意がありますか、大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) 先ほど言いましたように、「当分の間」とは別に、見通しをつけ、需給計画を立て、そして価格を安定し、生産性を高めるということは、これとは別としてやっていきます。その暫定的といふことは、「当分の間」といふのは、不足払いを出すということ、(「当分の間」とは書きませんが、私はこれは本心を言へば相当長期に出すといふかまへでいるといふことを申し上げたのでございます。ただ、理想的に言いますならば、そういう不足払いの金なんかは出さないようなことにならばいいのでございますから、「当分の間」とは書きませんが、実際には相当期間これは出さざるを得ないような日本の酪農状況だといふふうに考へているわけでございます。

○矢山有作君 それでは、一つところで停滯しておりました、次々問題があるのですから次に移りますが、これからお尋ねすることは、私は具体的にお示しを願ひたいのです。そうしませんと、いままでの論議のように抽象的な論議を繰り返しておつたのでは、くつの上から足の裏をかくような形になつて、どうもびつたりこぬ。またこの法案の動き出したときの具体的な内容というものが明らかになりませんので、これからお尋ねすることは、少々御無理がありましようとも、具体的に回答を願ひたいことを、まず最初に注文をしておきたい。というのは、先般の本案でもこれはお尋ねしたのですが、私はこの不足払いの法案の中身を一番端的に示してもらつたためには、何といつても加工原料乳の保証価格、それから保証対象数量、それから基準取引価格、それから指定乳製品の安定目標価格、さらに、それから算出される生産者補給金の額、それからまた乳製品の輸入差益金が大體どのくらいになつて、補給金財源にどのくらい充当するのか、こういう問題について先般の本案におきましても、これからの見通しでなしに、いままでの実績があるのですから、その実績を踏まえて計算をしていただければ計算ができるはずだから、それをお示し願ひたい、こう

申し上げたのです。したがつて、私は、これからの見込みはよろしいから、いままでの実績の中で、それを具体的にひとつ算式なり、あるいはそれからはじき出される数字をいふものを示していただきたい。それを聞くと、大臣の本案での答弁のように、これは畜産物価格審議会にかけよう、ことだから、いまはお答えできません、とおつしやると思う。ところが、審議会には、いつも農林省のほうでちゃんとこいていねいに算式を二つ三つお示して、そして、こういうふうにやりますとこいうふうになりますと云つて相談をかけたこられるのですから、そうすれば、当然私は、いま言つた問題についてもそれがやれないはずはないと思う。したがつて、それを具体的に示していただく、そうすることによつて、大體この法案の全貌というものが明らかになりますから、それを踏まえて次の議論を進めていきたい、こいうふう

に考へるわけです。

○政府委員(檜垣徳太郎君) まず、この加工原料乳の生産者補給金等の暫定措置法におきます制度上の価格あるいは対象数量の問題について御質問があつたわけでございますが、たいへん広範な御質問でございますので、まず、その性格なり、基本的な考へ方から御説明をしてみたいと思ひます。

○矢山有作君 考へ方等の説明というのはあとでよいから、大體保証価格はこいうふうなきめ方をするのだ、保証対象数量はこいうふうなきめ方をするのだ、基準取引価格はこいうきめ方をするのだといふことは、法案に示してありますから、この法案に従つて当局でこいう算式をとり、どういふ数字をはじき出すのか、それを具体的に示していただければそれでよいわけです。考へ方についていろいろお伺ひせぬでも、考へ方といふものは、いままで大體いろいろな機会に伺つて聞いておりますから、具体的な算式と数字を示していただきたい。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を始めて。それでは暫時休憩いたします。

午後五時五十七分休憩

午後九時十三分開会

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を再開いたします。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、以上兩案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、兩案に対し質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、発言願ひます。

○矢山有作君 休憩前に私のお尋ねしておることに対して御答弁が願ひたい。しかも時間が大體十一時までぐらいいしかないですから、要領よくまとめて、簡明にわかりやすくひとつ答えていただきたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) この法案におきます保証価格、基準取引価格、安定目標価格、保証の対象となります加工原料乳の限度数量といふものを具体的にどう算定するつもりかという御質問でございます。現実に具体的な結論を出しますためには、算定方式の決定、政府内部における検討、価格審議会の意見の聴取、こいう過程を経て出るのでございますが、現段階においてどういふ考へ方で運用してまいるかといふ点について御説明をいたしたいと存じます。

保証価格につきましては、法案にもございまして、主に加工原料乳に再生産の確保を旨とするといふことでございますので、現実の方法としては、主要加工原料乳地帯の過去一定期間における生産費の各構成要素の趨勢によつて算出する方法が一つ。それから第二は、主要加工原料乳地帯における平均生産費をとる方法。第三番目は、主要加工原料乳地帯における標準飼養規模、もしくはは価格決定年度の平均飼養規模の生産費をとる方法等が考へられるのでございますが、いずれの方法が最も現状においてこの制度の趣旨に合致するかという点は、先ほど申し上げたように諸手続を経

た上で価格の決定をいたしてまいりたいというふうに考へております。この際、御審議の参考となり得るものは、従来、価格審議会におきまして政府から参考資料として提示をしてまいりました主要加工原料乳地帯における生産費に、集送乳経費を加えた算式が一つの目安になるのではないかと、いうふうに考へております。

次に、基準取引価格の決定の考へ方でございますが、主要な乳製品のうち指定乳製品につきましては、その安定指標価格から製造及び販売に關する標準的な費用の額を控除する、その他の乳製品につきましては、具体的な市場における販売価格から標準的な費用を控除して算出された額を、それぞれの乳製品に消費される乳量で加重平均して求められた額を基準として定めてまいりたいというふうに考へております。これは簡単に申し上げれば、需給実勢に基づく加工採算価格というものを、用いたという考へ方でございます。

次に、安定指標価格の決定方式としては、指定乳製品の需給実勢価格を基準といたしまして、酪農及び乳業の合理化の進展の度合い等を参酌いたしまして、乳製品の消費の安定普及に資するよう定める方針で、具体的には過去一年間、つまり乳製品の価格サイクルでありまして三年半もしくは二サイクルをとりまして七年という期間における乳製品の価格の平均を算出して、それを最近時の物価指数で修正して得た額を基準として定めてまいりたい方法をとりたいと思つております。

第四番目に、限度数量でございますが、限度数量につきましては、なぜ限度数量をおくかという趣旨については御理解をいただいておりますというふうに考へますので、その点は省略いたしまして、この数量の算定の方法としては、一つは、乳製品の当該年度における需要見込み量というものを求めまして、それに必要な生乳の総数量というものを一つの指標として求める。いま一つの指標としては、生乳の生産数量を過去の実績趨勢から求めまして、そのうち加工原料乳の比率というものの

趨勢をとりまして、それによつて加工原料乳に充てられるべき数量というものを求める。この二つの指標から、生産者にとつて保証を要する不足量を算出する必要があるいは生産者にとつて生産のメルクマールとなるべき数量という思想を織り込んできめてまいりたいというふうにいたしてまいりたいと思つております。

なお御質問の際に、渡辺先生からつけ加えて、衆議院における私の発言の中で、この法案の実施に際して、四十一年度の所要財源としては四十億に上り、五十億程度を必要とするという発言があったが、その根拠を示せというお話でございます。これは種々のデータというものがそろわない段階で推測をいたしたもので、いわば行政的な勘に基づいた数字であるというところで御理解をお願いしたいというお断わりをいたしておるのでございまして、行政的な推測ということでも申し上げました一つの根拠としては、保証価格につきましてはたゞいま申し上げました四十年度の現行法による安定基準価格算定の際に提出しました生産地における生乳の推定生産費に輸送経費を加えたものの総額が、キログラム当たり三十五円九銭、一升に直しますと六十五円七十九銭という数字になっておりますので、これをかりに保証価格の一つのめどに置いて見る。さらに、基準取引価格につきましては、基準取引価格を誘導いたしますものと乳製品の範圍が變つてまいりますので、厳密な計算の結果でないとは断定はできないのでございまして、おおむね私の勘としては、現行の安定基準価格の水準よりやや上回る程度ではないだろうかというふうに考へるのでございまして、これがキログラム当たり三十四円四十銭というところでございまして、一升に直して五十七円七角というところを告示しているわけでございます。こういたしますと、この差額がかりに不足払いの一つの数字というふうに考へますと、あとは保証を要する数量をどのくらいに見るかということが残るのでございまして、四十年度の見込み生産数量から飲用向け数量、それから

自家消費数量及び二次加工品等の、この法律による主要な乳製品として政令で定めるものなりものを差引きますと、おおむね百万トン程度になるのではないだろうかというふうに推測がされるのであります。そういう計算をいたしますと、不足払い単価が、この数字をとりまして約キログラム当たり四円六十九銭という数字が出るわけでございます。でございまして、それに数量を約百万トンというふうに大ざっぱに考えますと、所要不足払いの総額が四十六億九千万円というふうな数字に相なりますので、これが厳密な計算の結果、あるいはデータによる修正要因の変動というふうなことを考えますと、四十億ないし五十億ということを一応われわれとしては、この際、四十一年度の財源措置というものを考えます場合には、頭に置いてよいのではないかと、いう気持ちから申し上げたのであります。一応御説明を終わります。

それからちよつと申し上げましたが、輸入差益が過去の実績でどのくらい出ることになるかという御質問でございまして、昭和三十三年の乳製品の輸入実績は、金額にいたしまして百二十億円でございまして、そのうち大口の輸入品目は、学校給食用の脱脂粉乳約五十億、それからミルクカゼインが二十七億四千万、乳糖が十八億三千万ということでございます。これらの品目は輸入差益を生むべき品目ではございませんので、残る主要な品目で輸入一元化の対象にいたしたいと考へておりますものは、ホテル等で輸入いたしておりますバター、練乳類、粉乳類、それからホエイパウダーというふうなものでございまして、それらの輸入総額は約四億といふところでございまして、それから生ずるであろう差益を計算いたしますと、非常に大ざっぱな計算でございまして、二千万円前後というところで、ほとんど輸入差益としてはネグリージブルなものになるというところでございまして、

〇矢山有作君 いま大ざっぱな説明をいただいたわけですが、本来ならこれら問題についてもう少し

し突つ込んでお聞きしたいのですが、とてもそういう時間的余裕はありませんので、以下簡単に、個々の問題についてお尋ねをします。

一つは、先ほども保証価格の算定の方法を三つほど述べられたわけですが、大臣は衆議院における答弁で、保証価格は主要加工原料乳地帯の生産費を基準として定めるが、その場合の労賃部分については都市製造労賃をとるわけにはいかぬしかし、対象地域の他産業労賃と均衡する方針で考へたい、こういうふうな答弁をしておられるようです。しかし、私は少なくとも農業と他産業との所得の格差を解消するという場合に、都市製造労賃をとるわけにはいかぬ、という考へ方にもそも問題がある。対象地域の他産業労賃と均衡する労賃ということになる、都市製造労賃に比べてはかなり下回るのではないかと、思うのですが、むしろ、所得格差の解消という方向で問題を考えていくならば、当然、都市製造労賃並みの労賃で考へるべきだと思ふのですけれども、一体、都市製造労賃並みに考へた場合と、あなたの考へた場合と、どのくらいの実質的な差が出てまいりますか。

〇国務大臣(赤城宗徳君) まだ統計その他そろつておりませんので、その差がどのくらい出るかというところは、いま、にわかに御答弁できないのでございまして。

〇矢山有作君 大臣は、そういう数字に立ち入つての問題だから、すぐ御答弁できないというところもわからぬではありません。しかし、少なくとも事務当局にはそのくらいのことはわかつているはずで、都市製造労賃をとった場合にはどのくらいに考へられるか、それから対象地域の他産業労賃に均衡する数字をとった場合はどのくらいに考へられるか、これは一つの保証価格を定める上の大事な点ですから、明らかにしておいてほしいのです。

〇政府委員(檜垣徳太郎君) 都市均衡労賃といいますが、製造業従事者との労賃の均衡をはかる、いわゆる米価に用いられるような数字を用います

と、昭和四十年年度の場合、労賃の時間当たり単価としては百六十二円三十銭という数字を価格審議会に提出をいたしておるのでございます。いまお話しに出ました当該地域における労賃との均衡という問題は、私も、大臣の政治的な理念としての御発言として理解をいたしておるのでございますが、具体的に生乳生産の調査をいたします地域、労賃の水準というものは、統計資料としても、現段階においても、あるいは将来においてもなかなか簡単につかめないのではないかとおもうのであります。少なくとも私も今日の段階において把握することは不可能でございます。したがって、それを対比するということはいしたしかねますので、なお、私もこれは将来の価格算定方式を検討する際の問題点として、勉強はいたしたいと思っておりますが、本日、ここで御説明することは事実上できないのでございます。

○矢山有作君 あなた、大臣がせっかくこの保証価格を算定する場合に、少なくとも対象地域の他産業労賃と均衡するものを考えていくという答弁をしておるのに、それを政治的な理念としての発言だということになる、これは実際にやるといふ意思はないことになるでしよう、要返しに解すれば、大臣はこれをやるという意味で私は発言しているのだらうと思ふ。これに関連して、大臣の答弁と、私の聞くところでは、衆議院におけるこれに対する畜産局長の答弁はだいぶ違つておつたと思ふのです。畜産局長、衆議院で一体この問題に対してどういふ答弁をなさつたか。あなたが答弁なさつたから、あなたの口から言つてもらつたほうが、私が言うよりもはつきりします。

○政府委員(横垣徳太郎君) 現在までの段階で、政府の事務当局間における理解のしかたとしては、不足払いを実施いたします場合の保証価格を現段階において考えるならば、生乳の生産の実態なり、あるいは流通の事情等を考えますと、この生産費の扱いについては、農林省が統計調査事務を通じて把握いたしております主要加工原料乳地帯における、いわゆる生産費の基準として考えること

が、私としては今日の段階としては妥協的なものではなか、そういうふうな事務的には考えてまいつております。そのときに、労賃部分に対してどういふふうに見るかということ、あなたは具体的に答えておられるはずで、具体的にそれをおっしゃつていただきます。

○政府委員(横垣徳太郎君) 現段階におきましては、私は、農村における労賃の市場価格というものを把握する最も統計的に自信のあります農村臨時雇用賃金というものをもつて充てて、この数字が現在の農村事情のものと、その地域における農業労賃を代表するものとしては適当な方法であり、その結果も、われわれとして行政的に使用し得るものであるというふうな意味のお答えをしております。

○矢山有作君 それで、あなたのそういう労賃部分として農村における臨時雇用賃金並みのものを考えるということ、衆議院の段階では、保証価格のきめ方として問題になつたはずで、問題になつた結果、大臣が、対象地域の他産業労賃と均衡するよう方向で考えたいという答弁をなさつたはずなんです。そうすると、これは労賃部分の取り方については、明らかに考え方の相違が出てきているはずで、だから、あなたが答へになつた臨時雇用賃金をつた場合の労賃部分は、何ほに見えるか。それから、あなたは、政治的な理念として大臣が述べられたのだらうとおっしゃいますが、大臣の発言によつて出てきた労賃を考えた場合に、何ほになるのか。そのくらのことは、少なくとも大臣が発言したのだから、あなたとしては、あなたのお考えが大臣の発言によつて訂正されたというふうな受け取りざるを得ぬだらう、少なくとも、政治的な理念として発言したにしても、大臣の口から出たのだから、そうすればあなたが従来考へておつた水準より、大臣の発言で改められた水準と比較して高いのだということ、すく検討なさるのが事務当局の当然の姿であるべきです。それは当然私は検討されたのだらうと信

じている。それをひとつ比較してみてください。あなたが言われた、臨時雇用賃金をつた場合の労賃部分がどれくらいになり、大臣が言つた、対象地域の他産業労賃と均衡するようなものは何ほになるのか。それを数字で示してください。

○政府委員(横垣徳太郎君) 私がただいま申し上げましたような御説明、答弁をいたしたのでございしますが、私も若干私の発言にややかたくなな感がありましたことは、当時直ちに実は反省をしたのでございしますが、それは二面あると思つているのでございします。一つは、労賃をいかに評価すべきかということ自身が、これはこの法律施行後、政府内部の協議なり、あるいはあるいは、いいますか、最終的には価格審議会の意見を聞いてきめるべきことでありまして、ただ、現段階で私はその水準は妥協的なものではないかという趣旨を申し上げた。それからもう一点は、自家労賃の評価をいかにすべきかということが、当該農作物の価格制度の本旨というものに照らして、あるいは、それを取り巻く経済諸環境、生産の事情等によつて弾力的に考えられる性質のものであるという点、あたたかも固的な観念であるべきだというふうに説明として受け取られた点については、これは私としても十分な説明でなかつたというふうに理解をいたしていただいております。前置きが長くなりまして、私が申し上げるような算出を、かりに、四十年年度の価格審議会の際に出した資料に基づいて求めますと、労賃評価は時間当たり九十四円九十七銭という数字に相当するのでございします。これに対して、大臣が一つの方向としての、こういうことを考えることが自分としては適当であると思ふという御発言があらりました当該地域の労賃との均衡という場合の当該地域の労賃というものは、少なくとも現段階において把握のしようがないのでございします。私は、大臣の御発言があらりました限り、その方法をとる、とらぬは別にしても、お話しのように、勉強をいたすべきでございしますが、勉強すべきデータが把握できないものでございしますので、私が発

言をいたしました方式による九十四円何がしというものと対比する数字を出すことができないのでございします。

○矢山有作君 大臣、これは重要な問題なんです。保証価格のきめ方については、きよら酪農団体の代表者の方もたくさん心配して傍聴にきておられるようですが、私は、代表者の方々の意見を聞いたのでは、衆議院において大臣が、対象地域の他産業労賃と均衡するよう方向で保証価格における労賃部分を考へていきたいという発言をなさつたということ、非常に喜んでおられる。これは、局長答弁より何歩も前進した。これで、保証価格というものは相当高いところへ持っていけるといふことで、率直に、すなおに喜んでおられる。その後、いまの局長の答弁を聞いてみると、大臣の答弁は政治的な理念としての発言であるということになり、さらに、とる、とらぬは別だということになり、しかも、実態は把握はできておらぬということになると、これは一体、大臣、どういふふうに考へたらいいのですか。私は、おそらく酪農民の方は、衆議院に傍聴に行かれて、局長の言つてゐる部分より相当前進したといつて喜んでゐるのですが、これは政治的な理念の発言だけで済む問題ですか、私は済まぬと思ふので、皆さんを裏切らぬように、率直に言つてもらいたい。というの、あなたも御承知のように、かつて畜安法の施行のときに、安定基準価格の問題のときに、当初畜産局が考へておつた考へ方ではいかぬといふことで、国会において修正がなされた。そして安定基準価格のきめ方というものがきめられたにもかかわらず、依然として、その後の畜産局から出た局長名による指導通達では、当初の畜産局の考へ方というものを固執して、安定基準価格というものは最低のものとして、それ以下には下げないという考へ方をとらないで、それはあくまでも中心的なもので、その上下の幅の中で安定させていくのだという行政指導をずっとやつてきたわけ。そういう過去の実態に徴しても、いまの局長の答弁に徴しても、私は、この保証価格

のきめ方のときに、労賃部分の算定というものが、将来あくまでも局長がおっしゃった線で押し切られるおそれがあるということ、私は事直に疑問として持っているわけです。ですから、それがないとおっしゃるなら、大臣の責任において、いわゆる農村の臨時雇用賃金なんというものは考えないのだ、それよりもこれだけ前進した他産業労賃と均衡するものを考えていくのだということ、明確にここでもう一ぺんしてもらいたい。そうせんと、これはたいへん大きな、将来に影響を残す問題ですから。

○国務大臣(赤城宗徳君) 畜産局長も答弁申し上げているように、実際の統計がないと、そういうことで農村地帯における臨時雇用賃金を労賃の換算に使う、こういうことを言っておるのでございしますが、私は、この臨時雇用賃金はたして他の労賃と比較して高いか安いかわからないことは、問題だと思ひます。そのとり方によります。非常に高いときもあるし、非常に安いときもある。それで、統計上はそういうものしか出ていないけれども、こういうものをとるといふことは、不安定といひますが、高いところをとるか、低いところをとるかというところで、非常に不安定と思ひます。そういう意味で、その区域の労賃というものの把握が、いま統計上ないものでございします。しかし、これは把握すれば、実態は把握でき得るものだと思ひます。でございしますので、やはり主要加工原料地帯における労賃というものを、製造業の労賃といふものを把握して、そういうもののできめとして、計算の基礎にしようというところが妥当じゃないか、そういうふうにしなさいと私は考へておりますが、いまのところは、その実態の把握がないというところで、畜産局長もそういう御答弁をしたいと思います。

○矢山有作君 それで、なるほど、とり方によつて他産業労賃と均衡するといふても、臨時雇用賃金より安くなる場合もあるかもしれぬということですね。それは、確かにとり方によつては、そういうことも起こると思ひます。ところが、私は、

あなたがなさつた衆議院での答弁というのは、おそらく臨時雇用賃金をとつたんでは、保証価格としては十分なものにならぬから、それよりも高い水準に持つていこうという意味で答へられたと思ひます。尋ねるほうも、そういう意味で私は尋ねておると思ひます。そうすれば、なるほど、とり方によつて低くもなり、高くもなるでしょうが、将来、高い方向でとつてもらふと、酪農民のほうは、みんな高くなると思つて、ほうほうといふて喜んでおるのですからね。これが低いほうになつたりしたら、たいへんなことです。それで、單なる政治理念でなしに、高い方向でとるのだといふことを、まず、私は明らかにしてもらひたい。それから、所得格差の解消を言うのであるならば、その対象地域の他産業労賃と均衡する云々というやうなことは、むしろ不十分なんじゃないか。大体、原料乳の主要生産地の労賃というものは、一般的に考へてそう高くないだらうと思ひますがね。むしろ、先ほど数字で示されたやうに、具体的にどういふ基準をとられたか知らぬが、都市労賃といふものは、時間当たり百六十二円三十銭といふわけでおる。私はむしろ、所得格差の解消という立場からいへば、都市労賃といふものをとつていくべきだと思ひます。その点で二つあるわけですね。あなたの言われたものが、畜産局長の言っているものよりも低くなつちや困るのだ、あなたは高くなる方向で発言されておるのだから、畜産局長が言つておるものよりも、労賃部分のとり方は必ず高くなるのだといふことを確約してもらひたいといふことが一つ。それよりも、むしろ、さらに進んで、都市労賃並みのものを考へてもらひたいといふことが一つ、その点どうですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 保証するのには、合理的といひますか、妥当な考へ方が必要だと思ひます。私は、私の考へ方のほうが高くなるだらうとは思ひますが、わざわざ高くするのためにそれをとるというものでなくて、やはり妥当だ、あるいは合理的だといふやうな標準をとるのが至当だと、こゝろ思ひます。

それから、都市の価格、いまの米のように、生産所得補償方式のやうな、都市の製造業と同じやうな労賃で換算しろと、こういうことでございしますが、これは、生産性を無視して一氣にそういう価格をとるというところは、生産性を向上させなくちやならぬやうな段階におきまして、私はまだ考へなくちやならぬ問題だと思ひます。米のように生産性も相当上がつて、そして都市の製造業者の労賃をもつて自家労働力を換算するといふやうな段階までは、まだ、残念ながら酪農の生産性は向上しておらない、そのときに、そういう価格で保証をするといふやうなことにすることは、酪農の将来の振興につきまして、まだ考へるべき点が残つておる、こういうふうには考へますので、都市の製造業者の労働賃金をとるにはまだ早いと思ひます。

○矢山有作君 そうすると、端的に言ひと、こゝろにこゝろになりますね。衆議院の論議を通じて一般の酪農民は、これは労賃部分の算定が、農村の臨時雇用賃金を考へられた、その局長の考へたよりも高くなるといふて非常に喜んでおるわけですが、実態は、調べてみると、はたして高くなるか高くなるかかわらない、これが結論といふことになるわけですね。その確認してよろしいか。

○国務大臣(赤城宗徳君) まだ計算してみませんが、高くなるか安くなるかわかりませんが、まあ高くなるだらうとは思ひます。

○矢山有作君 それとも一つ、あなたは、都市労賃をとるべきじゃないかといふことに関連して、生産性の向上が十分できてないから、都市労賃を、生産性の向上が十分できてないから、こゝろ意識味を發言をなさつたと思ひます。生産性が向上できてないからこそ、都市労賃で保証価格といふものを考へて、そして、農民の所得といふものを十分に確保するといふ前提の上に立つて、それから、生産性を向上するようにやつていくと

いろいろが本筋なのであつて、生産性が向上できてないからといって、所得を十分償わないうやうな低乳価を押しつけておいて、そして、あごを台の上に乗せながら、さあ生産性の向上をはかれはかれといふのは、これはむしろ逆なんじゃないですか。むしろ、生産性の向上をはからせよとするならば、当面、農民の所得を確保するといふ前提を確立しておいて、それから生産性の向上をはからしていき、そして生産性が向上すれば、それに応じて農民の所得を確保するといふ前提を守りながら、低減といふものができていくと思ひます。そういうふうには考へていくのが順序じゃないですか。まず、農民ののど首を締め上げておいて、そして、生産性の向上をやらして、生産性の向上ができたから、都市労賃並みに考へるのだといふやうな考へ方をとられるのは、私は逆じゃないかと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) ほうつておくのならば、のど首を締めるといふやうな御非難もあるかと思ひます。しかし、再生産を確保する労働賃金を与えるといふことでございしますから、決して、のど首を締めておいて生産性を向上しろ、いふやうなことは相ならぬと思ひます。しかし、いわゆる酪農におきまして、これはコスト低下等を考へなくちやならぬ問題が相当あると思ひます。そういうものを、コストはどれほどかかつていい、都会の合理化された製造業者と同じ賃金を、不合理のままであつても、それをいつでも保証しなくちやならぬといふやうなことは、やはり酪農の伸展といふものはないと思ひます。やはり働けば働いたそれだけ、あるいは合理化すれば合理化しただけ、保証価格において保証される、こゝろいうことがやはり酪農の、長い目といひますか、伸展から見まして、私は必要なことだと思ひます。

○矢山有作君 一つところで堂々めぐりしておつてもしょうがありませんから、これで終わりますかね、ただ、言ひたいことは、再生産を確保する価格を確保するのなら、のど首を締めることにはならぬとおっしゃるけれども、いままでの畜安法

に従つて定められた安定基準価格に對しても、再生産を確保するのだというのを大きくうたいながら定められてきたわけですが、ところが、現実には、それが再生産を確保する価格でなかったという事は、酪農の実態が示しておるとおりなんです。それから、そういう点で私は、そういう表現を用いたのです。それから、私は大臣の考えとはあくまでも反対なんです。私は、何も生産性が非常に低位のままでほうっておいて、いま所得を補償してやればそれでいいんだと言っておるんじゃないんです、まず所得を補償するという前提に立つて、それから生産性の向上をやらしていくというのが順序じゃないかと、こういうことを言っておるわけですから、この問題でやり合つておると次にはかどりませんから、これはこれで打ち切ります。そういう考え方であります。

で、確認したいことは、要するに、しつこいようにですが、臨時雇用賃金をとつた局長の答弁と、大臣の対象地域の他産業労賃と均衡する形で生産費の中に労賃部分を見ていくと言つたこととは、これはどっちが高くなるか、低くなるかわからぬということだけは、大臣の答弁からはつきり出た、これだけ確認しておきます。

○渡辺勳吉君 ちよつと関連。

私は、そういう点は確認してもしなくてもいいと思ふんだが、結局、問題は、日雇い労賃というもの、私は、いま手元に資料ありませんが、ね、ありませんが、記憶にして誤りがなければ、大体最低が一日五百円から農繁期では千二百円ぐらい、平均して七百円という数字が出ています。それから同じ地方の他産業の労賃というものは、大体これの倍になっておる。千四百円ぐらいになっているはずなんです。それで、それは資料がないというなら、大臣の答弁は、資料を整備して、大臣の考えるような方向に、私はそうありたいという答弁ですけれども、それを局長あたりの答弁と並行して確認するのじゃなくて、少なくとも大臣のその考えというものは、大臣個人の考えというふうには理解すべきじゃない。私はやはり大きな政治責任

任の座にある大臣はこうだ、局長はこうだなんて、そういう分立的な答弁をされちゃかなわぬです。これは少なくとも大臣は、私が掌握しているデータは、少なくとも日雇い労賃と同一地域における他産業の労賃というものが、大体指数にして倍近いものが出ておるから、そういう具体的な資料がなければならぬに、すみやかに整備して、この保証価格を制定するまでの間には給動員をして、そうして大臣が衆議院で答弁したことを、保証価格算定にこれをはつきりと算入するということを、大臣は約束できますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) いま統計とか実態の把握がありませんから、この保証価格をきめるまでには、実態を把握するように私は督促したい、こう思います。

○渡辺勳吉君 把握するように調査をさせるんじゃないで、調査を完了し、この発動ができるまでにそれを価格の算入に正確に織り込むということとを、大臣は約束できますかどうかを聞いておる。○國務大臣(赤城宗徳君) 実態の把握いかんによります。私はそういうふうにした、こう思います。

○矢山有作君 ああ、私もがなぜこれだけ保証価格の問題についてしつこく言つておるかというのを申し上げます、私どもの聞いておる中で、政府内部のほうで、この不足払い制度をやるのについては、いろんな議論がなされておるはずなんです。その中で一つ出てる考え方としては、この間の本会議のときも言いましたが、保証価格については乳製品の需給事情等を反映した抑制係数の採用等、不足払い額が乳製品の需給実勢に係らず増加することを抑制する仕組みを考慮すべきである、こういうような強い意見が出されておるというから、よけい保証価格のきめ方というものが将来低水準に押えられていくおそれがあるんじゃないかという心配があるので言つておるわけなんです。したがって、いま渡辺委員が言つたような方向で大臣の発言は衆議院でなされたんだらうと思ひますから、そういうことでやつてもらいたい。

ところが、私は大臣のいまの話を聞いておると、必ずしも上がる方向にはいかぬ。下がる場合もあるというふうなことをおっしゃるから、酪農民の方から衆議院の話を聞いて喜んでおられるとたいへんなことになりまして、どうも、たゞさん傍聴に見えておる、しつかり認識しておいて、今度のひとつ保証価格のきめ方のときに、大いに酪農民の人にもがんばってもらおうと思つて言つたわけなんです。それから次は、基準取引価格の算定方式のいま御説明があったのですが、この基準取引価格をきめる際に「主要な乳製品の生産者の販売価格(指定乳製品)に於ては、農林大臣が定めるその安定指目標価格」から当該乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除した金額を基準として」というのですが、当該乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額というものは、これは具体的にどういうふうにきめていくのですか。いままでの製造価格、製造経費の掌握のしかたは、必ずしも私は十分ではなかったと思うのですが、今度はそういう不正確な掌握のしかたでは困るわけで、正確にこれを把握していかねければならぬ。具体的にどういうふうにきめていかれるのか、ひとつこの点を明らかにしておいてほしい。

○政府委員(増田徳太郎君) 三十八年度までの乳製品の加工販売費に関する調査は、確かに御指摘のように、私どもも問題が結果においてあったと思つたのでございまして、三十九年度から調査構造の対象もふやしましたし、また、加工販売費の調査の基礎となりまして記帳方式の統一等もはかりまして、三十九年度調査以降については、いわゆる経費のばらつきというものが非常に縮小されてきたということでございますので、さらに四十年度的におきましては、この調査について、私どもとしてできる限り精細な把握につとめるということによりまして、経費の集中度の高い部分をとつて、標準的な費用といたすというふうにしたいと思つております。

す。安定指目標価格のきめ方については、先ほど御説明いただきました。ところが、私は本会議でも申し上げたのですが、安定指目標価格というものが、国際価格との見合いで低くきめられてくるというおそれはないのか、こういうことを言いましたら、そういうことはありません。国際価格の波を遮断するために、加工原料乳の不足払い制度というものをやるのだからという大臣の御答弁だったので。ところが、私は、やはり安定指目標価格というもの、そのきめ方が、国際価格というものの見合いで低くきめられていくおそれが多分にあるのではないかと、こういうことを心配しております。その理由は、酪農振興対策室が、「酪農対策の考え方と方向」というものの中で検討されているのに、安定指目標価格というものを使つてはおりません。その当時は目標価格というものは使つておりましたが、その乳製品の目標価格は「国際価格および国内価格を勘案して定める」という条項が入つております。それからさらに、三十九年の十二月の二日に、同じく畜産局から出した酪農振興対策大要というのがあります。これによると「目標価格の水準については乳製品の国内消費の増進に資する見地から漸次低下をはかる」ということがいわれております。したがって、私は、安定指目標価格をきめる場合に、国際価格との見合いできめられるおそれがなきにしもあらずという感を強く抱いているのですが、この場合に、絶対に国際価格との見合いできめるというふうなことがないというふうなことが断言できますか。

○政府委員(増田徳太郎君) 基本的な乳製品価格のあり方としては、他のいろいろな国内条件が整うならば、日本の乳製品価格も国際価格に近づいていくということが望ましいという考え方は変わらないのでございます。しかしながら、乳製品の価格について、消費の安定的増大を期し得る限界といひますか、限界については、過去の需給実勢価格というものの再現をはかれば、これは私どもとしては十分であるという結論に達しまして、国際価格との関連とは別個に、国内におけ

る乳製品価格の需給実勢というものに基いた安定
指標価格を設けるというふうに考えておりました
御質問のような、国際価格との関連において安定
指標価格をきめるという考え方は持つておりませ
ん。

○矢山有作君 それでは、この点はどうです
か。「酪農対策の考え方と方向」ということの中
で「乳製品については、貿易の自由化を行わない
こととするが、開放経済への移行に伴い、今後輸
入量の増大は避け難い」、こういう考え方を申し
て、それを前提にして、いわゆる酪農対策の今後
の考え方と方向というものが打ち出されてきてお
るわけですね。そうすると、私も、自由化は
なるほどやらないかもしれないが、酪農製品の、
非自由化の中の自由化、いわゆる自由化をしない
という状態が起ってくるのではないかと、こういう
心配があるわけです。いままでも、学校給食用の
脱粉にもそれがあつたし、また、それとは性格が
違いますが、ナチュラールチーズ等も相当量入つて
いる。この現実の問題として、酪農製品の輸入が
増大するおそれがあるのじゃないか。酪農製品の輸入が
増大することが、国内における安定指標価格とい
うものに影響を及ぼして、これが低くなつていく
のじゃないか。このことが当然予測できると思ふ
のです。その点の関連はどうですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) この制度が実施をさ
れるということが、直ちに乳製品の輸入が増大す
るといふ必然性は全くございません。ただ、日本
の国内における牛乳乳製品の需要というのは非常
な勢いで増大をする。それに、できる限り国内で
の需給をはかるための生産の増大にも施策を打つ
てまいりたいというふうに考えますが、現在の日
本の酪農の事情としては、乳製品に關して不測の
事態が起こるということ、これは予想をするほ
うが私は安全であるというふうに思ふのでありま
して、そのために輸入一元化策を考えたわけで
ございます。で、安定指標価格の線で国内乳製品の
価格を安定をさせるということのために必要な限

度、つまり国内の需給及び価格の安定をはかるた
めに必要な限度においては、いわゆる輸入をする
必要があり、また、そのことは、現在の国際環境
のもとでは、やはり日本も国際貿易の中で経済的
な伸展をはかろうとする限り、必要なものを輸入
をするということとは事実上起つてくるを得ない
のじゃないかという考え方を持つておるのでござ
います。そこで、かりに国内の需給が逼迫をい
たしまして輸入をいたすにしましても、あらかじめ
定められた安定指標価格を基準にいたしまして、
国内への放出をはかる。その際、数量、価
格の調整を行なうということでございますので、
輸入製品の価格いかんということが安定指標価格
の水準を引き下げるというふうなふうに働くこと
は私はないと、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 まあ、こういう問題についての説
明は、いろいろとできると思ふのです。説明のし
かたはいろいろありますから。しかし、問題はで
すね、やはり私は、いままで検討された中で、やはり
安定指標価格というものを、国際価格の動きに全
然目をつぶり、あるいはまた輸入が増大するもの
との関連なしにきめられてくるとは私は考えない
のです。おそらくそういう影響を受けるだろうと、
そうした場合に、安定指標価格というものの低下
という現象が起ってくる。そうすれば、安定指
標価格というものが低下をしてくれば、自然に、そ
の安定指標価格から、当該乳製品の製造及び販売
に要する標準的な費用の額を控除して基準取引
価格がきめられるのだから、したがって、基準取引
価格が低下する現象が起らないとは言えない。
そういう場合に、保証価格をそのまゝの状態に置
いておくと、基準価格と保証価格との間の開きが
大き過ぎるということ、補給金がたくさん要する。
したがって、これでまた保証価格の算定をいじく
る。こういう現象が、必ず私は将来起つてくる
と思ふのです。そういう点を私は心配してござい
ますので、そんなことになつて——輸入はできるだ
けしないように一元化するか、説明はなさいま
すけれども、現実の動きというものは、そうなま

やさしいものじゃないので、私が言つたような事
態が起らないように、極力努力してほしい。努
力するだけでなしに、起らないようにしてもら
いたいのです。そういうことは、現在の日本の酪
農の発展ということを考えた場合に、それをばっ
きりとあなたは言えますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 本法案におきます制
度の本旨を貫きますために、いま矢山先生のおつ
しやいました御注意の点は、われわれも絶対にさ
ような結果におちいらないようにすべきである。
また、農林省としては、その点は必ず、嚴重に
守つていくというふうにいたしたいと考えており
ます。

○矢山有作君 もう時間がありませんから、一つ
だけでやめます。指定生乳生産者団体には、一体
どういう仕事をやらせるのですか、補給金交付の
仕事だけをやらせるのか、一体どういう仕事をや
らせるのか、その仕事の量に合せて——どうい
うふうなこれらの構成を考えていくのか、それを具
体的にひとつ示していただきたいのです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 指定生乳生産者団体
は、これは生産者団体としての当然の事業として、
生乳の受託販売または販売のための再委託をする
機能を持つていられるわけでございます。その際、受
託されました生乳について、メーカー、乳業者か
らの受け取り乳価についての価格プールの機能を
果たし、それで、それと同時に、畜産振興事業団
から交付されます生産者補給交付金の交付の仕事
を、受託いたしました生乳の数量に応じて行なう
という仕事を、受け持つわけでありまして、そのほ
か、受託販売機能の機能として、当然、集乳の事
業を営みます。また、生乳生産者団体として、構
成員である酪農家に対する技術の指導等、農業団
体一般が持つております機能も営んでいくことは
もとよりでございます。

ですが、はたして指定生乳生産者団体の指定を
やつて、それがスムーズに機能をするような状態
になるかどうかということが、現実の酪農取引の
上から、私は非常に心配になるわけです。という
のは、現実には、私がよくよく説明するまでも
なく、乳業メーカーとの具体的な結びつきがある。
たとえば、乳牛の導入に資金を貸してもらつと
か、集乳所をつくるにいは、集乳所をつくら
もらひ、あるいは助成をしてもらつとか、指導隊
医は、これを出してもらつとか、あるいは組合の
職員は、経費までも負担をしてもらつとか、あるい
は何かの会だといへば、寄付金を出してもらつと
か、そういう形で乳業メーカーと生産者団体と
は、非常に強い結びつきを持つていられるし、また、
乳業メーカーのほうも、従来の自分の集乳の地盤
を確保しようというところで、全力をあげてきて
いるわけですね。そういう状態の中において、はた
して指定生乳生産者団体というものをつくつてみ
ても、直ちにそれが円滑な働きをすることができ
るのかどうかということに、私は非常に大きな疑
問を持つていられるわけですが、その点について、ど
ういうお見込みでおられますか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 現在全国的に見ます
ならば、数府県においては、指定生乳生産者団体
の指定は容易に行なわれ、かつ、そこでの生乳の
一元化、多元的な販売の確保というものもそれほ
ど困難なく行なわれる府県もあると思ひますが、
多くの府県におきましては、御指摘のように、現
状においては指定生乳生産者団体の指定を行なわ
れまして、われわれが理想をいたします集乳の
一元化、多元的な生乳の販売というものが事実上
についてまいりませんでした。これは生産者団体
自身の系統的な努力ということも必要でございま
すし、また、それをバックアップする行政当局の
援助、指導というものも必要である、同時にまた、
乳業者と生産者の結びつきが強いことは御指摘の
とおりでございますが、これは原料供給者と原料
の消費者という関係は経済的に不可分のものでは
ございませんから、対等の立場において結びつきをし

ておれば、私は何らその点を心配する必要はないと思ふのでございますが、要は、農業団体の立場が乳業者との関係において対等の立場において結びつくという方向に精神的に農業団体、行政当局の力を合わせて進む、また、乳業者についてもその点を理解させるように、私どもとして力のある限り、指導に努力を傾けたいというふうに思つております。

○矢山有作君 いろいろあるのですが、時間の関係で、これを最後でやめます。

いまおっしゃる通りに、従属的な立場で結びついているからむずかしいというところは、そのとおりです。だから私は、生産者団体の指定をやったときに、これに対して十分な力を持たせるようにしていかぬと、実際問題としてこれが十分な働きをするには、やはりこの生産者団体に対して集乳施設を持たせるとか、あるいは加工処理工場を持たせるとか、そういう強力な力を入れて、従来の生産者と乳業メーカー、それとのくされ縁というのを、結びつきを断ち切つてしまふだけの働きを、この生産者団体ができるように、十分な援助をしてやらなければいかぬ、それだけの働きがあるのですか。私は、それをやるには相当な経費がかかると思ひますよ。その予算的裏づけまでもこれは考へてゐるのか。これは大臣のほうからひとつお答えください。

○国務大臣（赤城宗徳君） 単純に指定生産者団体制度が確立するとは考へません。それには経済的なバックを与えていかねばならないと思ひます。そういう面におきまして、できるだけ経済的に集荷団体が強化されるような方途を私は講じていかなければならない、こう考へます。

○矢山有作君 まだほかに、いろいろこの法案について、われわれとしては確かめておきたい点がたくさんあるし、また、当局からの質問もつておきたい点もあるわけですが、何分にも時間がないので、これでやめます。ただ一つ私は、いまだ大臣が答弁されたように、生産者団体を指定した

ならば、この生産者団体が生産者団体としての役割を十分に果たせるように、集乳の面においても、あるいは加工処理施設を持つという面においても、あるいは技術指導の面においても、あらゆる面で十分な活動ができるような財政的な措置というものを考へていただきたい。このことだけを、大臣はそういうふうな方向で考へていくということだから、最後にお断りをして、私の質問を打ち切ります。

○渡辺勸吉君 私は一つだけ伺ひます。第七条の、指定の基準ですが、その点は衆議院の質疑で、政令の内容も、指定生産者団体は一県一集荷団体をたてまゝとする、これは衆議院の答弁です。その指定は、県内の集乳量の二分の一以上の実績を持つか、その可能性のあるものを指定する、したがって、政令では、二分の一ということをも具体的にいうふうな、こう理解していいですね。よければいいと、簡単に言つてください。

○政府委員（増田徳太郎君） さうに考へております。

○渡辺勸吉君 そうしますと、これに関連して、指定生産者団体となり得なかつた団体があるわけですね。そういうものを、指定を受けた団体の会員とするか、あるいは農協法第十条の第四項の、員外利用をさせるということですが、そういう形で不足払いの恩典に浴せしめる、こういう答弁があるが、それに同意はしないですか。

○政府委員（増田徳太郎君） そのとおりでございます。

○渡辺勸吉君 そこまでは、デスクの上では理解するわけですが、現実の場合はどうして会員にするのか、会員になる意思どころか、むしろ可能性を信じて、二分の一の資格を得るために専断に狂奔している事実がある、すでにこれが通つた場合を仮定して、メーカー側で、そういう非常に現地に於けるトラブルが現在発生しておるんだが、そういう点は行政的に、第一に会員にするという強力な指導が必要だと思ひますが、一県一集荷というたてまゝを貫くには、そういう一つの措置がなけ

れば、これは総にかいたものになる憂へがある。

その点の措置は、これは大臣いかがでしよう。現実は一県集荷、多元販売ということをやつてまゝにしてこの法律の思想が貫かれておるが、しかしながら、実際は一県集荷をむしろがえんぜず、香川県における経済連、それからまた特殊農協との間におけるメーカー間のいろいろな紛争が起つて、森永社長名で農林大臣にもその問題については質問書が出ておる。そういう事態を局長知らぬのか、五月九日付で出ておる。そういうような一県集荷をむしろ混乱する事態が各地に発生しておる。こういう現実において、現在は二分の一以上の集荷実績を持つておるものを指定することはよろしい。その指定からは二分の一未満の集荷団体を会員にする、これも理念としては当然である。しかしながら、そのことは、ある特定の会社のみもつきで集荷をし得るといふ現実の姿からいって、完全に会員となることはきわめて困難、不可能とは言へないが、きわめて困難である。こういう事態を正視したならば、行政的に一県集荷をあくまでも貫くという基本精神からいけば、これは相当強力な行政指導も必要だし、もとより本来農協のプリンシプルからいって、農民のその組織的な理念というものでこれは出てくる方向ではあるけれども、現実にはそういうもの以上に、資本の圧力というものが事態を混乱化しておる。そういう現実の上において、農林大臣はこの問題をいかうに行政指導されようとするのかを伺ひたい。

○国務大臣（赤城宗徳君） 局長からもなお御答弁いたしたいと思ひますが、本制度を行なつていく上においては、一県集荷というものは欠くべからざる制度でございます。そういう制度が酪農業者といひますか、生産者にとつても非常に有利なことでございますので、これは直接行政指導も行ないます。あるいは生産者団体側である農協等も通じて、これがこの制度を行なう上に欠くべからざるものだといいことをよく徹底させまして、一県集荷に入るように指導したい、こう思

います。

○渡辺勸吉君 徹底して指導するということはすなおにわかるのですけれども、現実には、大臣も知つておる通りに、それぞれのメーカーは、みずからの収入を拡大するためにいろいろな手段方法を講じているのです。たとえば一つの場合ですけれども、四大メーカーを中心として、全国に二千万をこえるいわゆる酪農補導員といふものがある。これが獣医師として収入にまで結びつけるいろいろなサービスをやつておる。完全に一元化をするならば、こういうメーカーが確保しておる酪農補導員を、衆議院で原案を修正したように、全国を区域とする農協連合会に委託するという一つの、三段階を通じての系統一元化が法律の中で修正されておるわけですが、そういう段階に、どこに配置するかは別として、この二千万のいわゆる酪農技術補導員、これを一元集荷をすべき団体にこれを配置がえさせる措置が必要になつてくるわけですね。私は一つの具体的な例で大臣に伺ひますが、そういう場合に起る問題は、何しろメーカーは大きな会社でありますから、その待遇は比較にならないほど農協よりもよろしいし、大学を出て四、五年たった同じ経歴の獣医師を比較いたしますと、会社の職員は大体三万五千円程度の待遇を受けておる。しかし、農協とすれば、これより約一万円くらい待遇が低い。そこで私は現実には、大臣がいま御答弁になつたように、指定団体を名実ともにその責務を完遂させるためには、これらの酪農補導員をやはり上は全国連から県の段階、単協、それぞれの仕事の分担に応じてこれを配置をさせる。もとよりそれは本人の意思もありまた会社の意思もあるでしょうが、そこは行政指導によつてやらせるといふ場合に、最後に出てくる問題は待遇の格差、したがって、それを名実ともに一元化させるために、これらの出先の畜産技術員を農協に配置するために、私は、先ほどの法案の、「当分の間」といふのをこの際活用するのですが、少なくとも三年間くらいはその差額を政府でめんどろを見る、これは金のかかる話だから

それだけの措置を政府もめんどうを見る、これは未来永劫見ろなんという、そういう農協の自主性を抹殺した助平根性で言っているわけではないが、少なくとも現実には配置転換をする際には、待遇格差くらいは、せめて三年くらいの間は見て、四年からは農協の自体の自まかないによつてこれをやるような目標で措置をとる。たとえば、こういうことが現実には政策の裏づけにならなければ、完全な一元集荷というものはなかなか困難であり、むしろブレイキがかかっている、こういう点があるわけですが、こういう点は、大臣はいかようにひとつお考えになられますか、新しく出した問題ですから、にわかにも無理な問題かもしれないけれども、たとえ、こういう問題は意欲的に集荷団体が考えても解決ができない問題がある。そういうものこそ、これは政府が心配をしてやつて、政府の考える一元集荷を完全に遂行させる態勢に持っていくてやるといふことが必要だと思ふのですが、そういう点はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま初めての提案を聞いたわけですが、一つは御提案とお聞きいたします。すなわち、養蚕なんかにおける養蚕の指導員、こういうものを、農協あるいは国のほうで補助を出して使うという例もないわけではございません。しかし、いま直ちに、いい提案であるからといって、これに賛成するわけにはまだまいらぬので、いろいろ研究してみたいと思ひます。

○委員長(中原善一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中原善一君) 速記を起してください。

○石田次男君 この問題は酪農全体の問題に目を通して考えないと正確な姿が出てこない問題であるとして了解しております。

それで、まず需給並びに酪農が現在おかれておる現状というものです、どう御理解なさつておるかという点からお伺いしたいと思います。端的な例で申し上げますと、これは新聞に出ておった資料でありますから、若干是非の論議はあるとして

ても、筋には違いはなからうと思ふ点があるわけですが、それは、米作の場合には、大体勘定してみれば、一日当たりの農民の手取りが、労働量が千三百九十円程度につく。それから畑作の中でジャガイモの場合には七百五十円程度につくというのです。ところが、乳業者の労賃を計算してみると、五百五十円にしかつかないというわけですね。これが現状だといふ新聞記事がありました。これを見ても端的にわかかと思ふのですが、現在の乳業というものがおかれてゐる地位が非常に低い。若干のてこ入れ程度ではとても採算にのぼるという線まではいかない。こういうことが言えると思ふのです。それで、こういう事情というものは、生産量の頭打ち、そこにはつきり出ているのじゃないかと思ひます。酪農振興にすいぶん力を入れていらつしやうというけれども、実際にはもう伸びが鈍化してどうしようもない。一面において販路のほうでも問題をかかえておつて、行き詰まり状態にあるのが現在の牛乳じゃないかと思ひます。これについてはどう考えていらつしやるか。もう一つ言へば、生乳と原料乳との問題で価格差補給金、不足払いの問題になっているわけですが、これも、いまの需給は、いわゆる市乳のほう伸びが、国内産の牛乳をもつていふならば、供給が不足しがちである。この方向へ向かつてゐる。こう言われてゐるわけですが、こういう現状から、はたして不足払いのこういう対策程度で、牛乳全体の問題が解決いたすとお考えであるかどうか、まずそれからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 現在酪農の収益性というものが、米作や、あるいは畑作のうちの一部のもの等に比べて低いということは、御指摘のとおりでございます。ただ、現在の酪農の収益性が低いといふことの一つの原因としては、非常に発展初期にありますために、一、二頭飼という副業的な酪農がその大半を占めておるというふうな事情も一つあるわけでございます。五頭以上、いわゆる酪農を基幹部分とする部分につきましても――先ほど酪農の一日の労働報酬五百五十円と

いうお話がございましたが、五頭以上の経営になりますと、これは千円をこすという事実もあるわけでございます。今後は酪農の合理化、経営規模の拡大という形で収益力を高めていくという努力をする必要があると思ふのであります。

それから需給の関係では、生産の鈍化傾向が最近あらわれておることも御指摘のとおりでございます。しかしながら、鈍化と申しましても、過去数年間一、二、三割の伸びでまいりましたものが、三十九年度に入りまして、年間を通じて一〇程度に落ちておるといふことでございまして、他の農作物の部門から見れば、やはり最も高い成長率をお持ちしておることは持つておるのでございます。でございまして、現在の生産の伸びの鈍化傾向をさらに上昇カーブに向けるということが、酪農政策の基本的な考え方の一つでなければならぬといふふうに思つておるわけでございします。それに対する一つの生産経営対策を補充するものとしての価格対策ということで、本法案を提出いたしたておるわけでございします。それから用途別に見るならば、市乳の需要が伸びて、市乳に対する供給が不足の状態にあるではないかというお話でございますが、これも現在の需給状況では、御指摘の傾向があるとはいへません。今後市乳の供給源となるべきところは、現状において加工原料乳の生産地域の色彩を持つておる地域に求めることが、資源その他の条件から見て日本では不可避の方向であるといふことでございしますから、そこでの農家の手取り乳価というものを保証するために、この不足払い制度を始めたのでございします。私も、この方策によつて、相当他の方策と相まって酪農の振興、生乳の生産の増大を確保し得るというふうにお話しております。

○石田次男君 いまのお話すつとくだいてやつていきたいところですが、まあ一つだけ申し上げておきます。伸び率の問題で言つていらつしやいます、これは単価の低いやつ、また、数量の少ないやつ、これは絶対量としては依然小さいわけ

です。そのところもお考えの上で、あえていまのような御答弁をなされてゐるのですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) この点は、御指摘のとおりスタートの小さいものは伸びが大きいということとは当然でございますが、現在の段階までまいりますれば、日本の酪農の総生産量といふものも、農業総生産の中で占めるウエイトも三割をこすという状態になつておまして、他の農作物の中でもかなりの位置をもう占めつつあるわけでございまして、お話を点は、われわれも手放しで上昇の度合いを樂觀するわけにはまいりませんが、数字としてあらわれた点を御説明申し上げたわけでございします。

○石田次男君 最初に申し上げたとおりに、わが酪農が伸びるか伸びないかといふことは、結局は牛乳生産するものが企業として成り立つか成り立たぬかといふところにかかってくると思ふのです。企業として成り立つか成り立たぬかと、これは当然外国のパター、チーズ等の価格とも関係がありまして、国内問題としてその面からだけ見て、一方的に対策するわけにはいかない、それは十分おちらさん御承知のとおり。一面、外国のほうではなぜ酪農が企業として成り立つてゐるか、それは牛乳そのものとしてみれば、五〇〇〇〇〇〇〇〇日本の場合には大体五十円ですか、諸外国の場合には四十円、すいぶん値段が違います。あまつさえ生産者の手取りといふものが向こうはます五割をこす線、日本の場合には二十円のうち幾らと言ひましたかな、十二円二十銭までが中間で、結局、生産者の手取りが七円八十銭ですか、それくらい線だと言つています。つまり乳価といふものの中の生産者が手取りする分が小さい、これが一番先に申し上げた、乳の生産は一日当たり手間が五百五十円にしかならないといふこの大きい原因になつてくる、そういう事情を御承知の上で一切やつていらつしやると思ひますけれども、それに対するいま速効的な対策はないものとして、何年か計画でもつて厳密に積み上げていけば、何とかそれをとんとんのところまで企業として成り

立つ線まで持つていけるというその対策のお示しが実はないことが、私一番不安を感じる原因なんです。単に不足払いだ、これ一つの方法だと言えは言えるけれども、不足払いというのは、これは御存じのとおり原料乳の問題であつて、生乳全部の問題じゃないですからね。その辺はどういうふうにお考えになつています。これはむしろ事務当局でもあらうが、大臣からもお伺いしたい点です。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに御指摘のような現状があると思います。それは私も、価格政策というものがこれは補完的な政策でございまして、本格的な生産政策、あるいは構造政策というものが本旨であらうと思つて、何にしても日本の酪農の歴史は浅い。そして飼育が多頭飼育になつておりません。二、三頭の、平均的にも三頭というふうな零細経営である。それから飼料が自給飼料でない。こういう二つの点から、収益から言ひましても企業としてなかなかむずかしい段階を経てきたわけでありまして。しかし、一時の労働賃金としても、多頭飼育のものは千円以上になつてゐる。いまのお話のように五百五十円というよりもずいぶんふえてゐるというふうな状況でありますので、そういう生産対策をやはり講じ、酪農全体からみて振興していく。その一つとしてこ入れとしましての価格政策でございまして、この不足払いそのものによつて直ちに酪農が振興すると、こういうふうには私も考えておりません。全体的にやつていけばこれは企業として成り立つ、需要もふえていく、こういうふうな考へておりますので、いままでの欠陥といひますか、そういうものを是正していくことによつて成り立つものだと、こう思ひます。

○石田次男君 私質問、いつ打ち切られるかわかりませんから、大事な二点を先に一括して申し上げておきます。一つは、学校給食の問題です。一つは、こういう市乳と加工原料乳との区別をどうしてつけなければならぬかという問題です。まあ前者のほうから申し上げますが、学校給食の

生乳については、政府のほうの提案理由の説明でもおつしやつてゐるわけですよ。文部省と協議をして計画を立ててなるべく早く実施するのだ、段階を踏んで実施するのだ、こういうふうにおつしやつてゐます。それで、先ほど社会党の質問のありましたときに聞いておりましたのですが、その肝心の計画の内容というものがわからないわけですよ。お答えなかつたわけですよ。これ一週間一挙に脱脂粉乳を生乳に切りかえるといふことは、予算の上から言つたつて無理です。当然生産量の上から言つても無理です。しかしながら、段階を踏んで、まず一週間に一回は生乳を実施しようじゃないか、いやそれとも急に需給の關係から供給の急増ができないというのだったら、十日に一回でもまず着手しよう、よしんばそれができないれば月一回でも二回でも、こういう線から始めれば、予算の上でも無理はないと思ふのです。また、供給量の問題からいつても無理はないと思ふのです。そういう意味からいけば、ぎりぎり最低月一回という線から始めても、出発点というものはできるはずなんです。その場合にはどれくらい予算がかかるか、父兄負担をどの程度にすれば政府の負担はどのくらいになるか、計算が立ちます。児童数はきまつてゐるのだから。また、反面、生産の面からいへば、その程度ならば至急に牛何頭増産すれば済むか、これも計算には出ます。計算に出てくるならば、具体化したものを大蔵省に出して、そこで予算の問題を煮詰めて、すぐ実施することができると思ふ。そういう面からいって、ぎりぎり最低の具体的な案といふものをつくつて、来年度から予算化してお始めになる気はないか、これを先にお伺ひいたします。

次にですね、市乳と原料乳を区分けしてありますが、この問題は、もともと牛乳自体に違いがあるものではないのです。いままでの質疑で明らかになつたのとおり。そうすると、いろいろな困難な問題あるいは矛盾する問題が繰出してきます。業界の混乱は言うに及ばず……そういうことになりますと、立ち返つて見るならば、加工原料乳といふこの区別をする考へ方自体に私は問題がある。それをなくしてしまつたらさっぱりしやせぬか、乳価は一本化の上に立つて考へて、施策を考え直してみれば、かえつて長期にわたつて計画的に強力な対策ができる、私らは思つておりますが、その点いかがでしょう。

〔委員長退席、理事田中啓一君着席〕

この二点をまずお伺ひいたします。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 学校給食につきましては、先ほど大臣からもお答えしましたように、四十五年度まで国内産生乳の供給をする。その生産量は三百五十万石程度と見込んでおる。四十年で計画的な実施に入つておるのでございまして、その供給量は七十万石ということでございます。それから、供給給量に対する五分の一になつておるのであります。これは年々学童の數、それから生産量の増加を考へまして、私どもも年次別のめどを立てておまして、文部省との間では、おおむねこのペースでいくということを話しておりました。大蔵省は、財政当局として将来の財政の問題を約束するといふことは、なかなかいたしません。が、おおむねその線については含みがあるものと、私どもは期待しておるわけでございます。

それから、用途別の取引より一本のほうがいいじゃないかというお話でございますが、乳製品から支払う乳価というものは、乳製品の価格水準から見て限られておる。しかもそれは生産費を償ひ得ないといふことでありますから、これを一本の取引をやる。どんぶり勘定の乳価取引をやるということとは、過去の経験にかんがみても合理的でない。また、国際的に見ましても、そういうことは、混合乳価統一といふことは、まだ事例がない。用途に従つて価格の形成が行なわれるということが合理的なわけでありまして。その場合、加工原料乳については、支払ひ得る価格水準が總体的に不利であるといふところに着目して、今回の加工原料乳に対する不足払いの法案を提案し、御審議を願つておるといふことでございます。

○石田次男君 いまの御答弁ですがね。こまかに砕いていきたいわけですが、学校給食について、四十五年度を目標にしてやつておる。それで実はさつきも伺つたのです。だから私は来年度を問題にして申し上げたわけですよ。四十五年度までやるという、あと五年でしよ。五年間で段階を踏んでやるならば、いつから始めるのか、いま始まつてゐない。過去にですね、それは供給過剰になつたときにちよつと学校に回した例はあります。それといまとは全然事情が違ひわけです。四十五年度までにやるというの、はつきり完成するといふなら一体いつから始めるのか、その点の御提示がいままで一つもないわけですよ。いまお伺ひすると、大蔵省は首を縦に振らぬけれども、こつちが話を真剣に出せば応ずるだらうという、こちらの腹づもりでおるような御返事でありまして。それでは政府の各省の連絡やら、あるいは閣議といふものは一体何をしておるか、こう言ひたいですね。来年といつても、来年度の予算とやつてみたところで、実は大蔵省の予算編成が夏から始まるでしよ。そうしておいて、冬くるまで煮詰めて、それから国会に出てくるわけですよ。いま六月ですよ。おまけに選挙だ。内閣も変わる。あと幾らも日にちがないわけですよ。この日にちがない段階において、来年度の問題について農林省側に全然見通しがないという返事は、私には来年度できないという返事だとして聞かえないわけですよ。そこを言ひわけです。だから来年においてぎりぎり最悪の場合には、十日に一本でも月に二へんでも、あるいは月に一本でも、まずその線からでも始められるだらうと、その線によつて需要量と予算ワケと父兄負担と、そういう實際に必要な問題を計算してみ、それを大蔵省に出して、そうして次年度の予算にはつきりと盛り込めるかどうか、そこをお伺ひしてゐるわけですが、これ事務で無理だつたら大臣にお伺ひしたい。来年度実現できるかできないかを聞いてゐるわけですよ。

○石田次男君 いまの御答弁ですがね。こまかに砕いていきたいわけですが、学校給食について、四十五年度を目標にしてやつておる。それで実はさつきも伺つたのです。だから私は来年度を問題にして申し上げたわけですよ。四十五年度までやるという、あと五年でしよ。五年間で段階を踏んでやるならば、いつから始めるのか、いま始まつてゐない。過去にですね、それは供給過剰になつたときにちよつと学校に回した例はあります。それといまとは全然事情が違ひわけです。四十五年度までにやるというの、はつきり完成するといふなら一体いつから始めるのか、その点の御提示がいままで一つもないわけですよ。いまお伺ひすると、大蔵省は首を縦に振らぬけれども、こつちが話を真剣に出せば応ずるだらうという、こちらの腹づもりでおるような御返事でありまして。それでは政府の各省の連絡やら、あるいは閣議といふものは一体何をしておるか、こう言ひたいですね。来年といつても、来年度の予算とやつてみたところで、実は大蔵省の予算編成が夏から始まるでしよ。そうしておいて、冬くるまで煮詰めて、それから国会に出てくるわけですよ。いま六月ですよ。おまけに選挙だ。内閣も変わる。あと幾らも日にちがないわけですよ。この日にちがない段階において、来年度の問題について農林省側に全然見通しがないという返事は、私には来年度できないという返事だとして聞かえないわけですよ。そこを言ひわけです。だから来年においてぎりぎり最悪の場合には、十日に一本でも月に二へんでも、あるいは月に一本でも、まずその線からでも始められるだらうと、その線によつて需要量と予算ワケと父兄負担と、そういう實際に必要な問題を計算してみ、それを大蔵省に出して、そうして次年度の予算にはつきりと盛り込めるかどうか、そこをお伺ひしてゐるわけですが、これ事務で無理だつたら大臣にお伺ひしたい。来年度実現できるかできないかを聞いてゐるわけですよ。

○政府委員(槍塚徳太郎君) 先ほどもお答えをいたしましたように、加工原料乳のために支払ひ得る価格、その価格形式というものと、飲用乳仕向

を生産したその労力を償うに至らないわけです。それならば、徹底的に出かせぎにでも行って、牛乳やめて出かせぎに行ったほうが早い。どんな出か

○石田次男君　いまだ大臣の御答弁を承りました
が、こういう考え方を捨てるべきじやなくて太い
に利用すべきである、私はそれはいいと思ひんで
す。確かにこの法案は暫定として出ておりますか
ら、いま急場の暫定としてはそれはかまわないと

輸入の一元化によってまかなうということではございませぬ。一般会計から、これは正確に申し上げることは困難でございます、まだ積算をしておおりませぬから。まだ実行もしておりませぬから。しかし、先ほど畜産局長から申し上げましたように、四十億から五十億くらいの支出を一般会計からするわけです。一元輸入によつての差益金というものはどれくらいか。これもほんの何といひますか、目安で、責任負える数字ではございませぬが、二千万くらいになるだろう、こういうことな

のでございます。でございますので、輸入の差益金によって不足払いのこの財源をまかなうということではございません。

○石田次男君 その点わかりました。輸入の国内渡しは差益金ということじゃない、その点については私の聞いた話が間違っていたのかもしれない。それにしても、いまの話では、どうも積算が出ていない、こういうお話で、積算もできていないというので、大体五十億くらいというふうな話になりますと、大体で話をされたのじゃ法律というものをどう理解して、どう賛成するか反対するか態度をきめるのには困るのです。ひとつあまり委員会を迷わせないような法案の出し方をお願いしたいのですが。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 不足払いの財源を算定いたしましたためには、先ほど矢山先生の御質問にお答えしましたように、保証価格をどうきめるか、基準価格をどういうふうにきめて基準価格を維持するか、乳製品の安定市場価格をどうきめるか、保証対象数量をどういうふうに把握するかという非常にデータとしての整備にも慎重かつ十分でなければいけないというふうなこともございまして、この段階で正確な数字をはじくことは全く不可能なことでございまして、私どもとしては、四十年の価格安定制度の数字をかりに用いてみますと、四十億ないし五十億という財源を必要としますというお答えをしておるわけでございます。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起してください。

○石田次男君 その点で伺いますわけですが、ね、いまの段階では積算不可能だと、こうおっしゃるわけですね。それではこの不足払いの率とか金額、そこのほうに影響はしてこないですか。どの程度に不足払いするのか、そのところ

○政府委員(檜垣徳太郎君) 制度ができました後、一定のデータに基づいてはじまして、初めて最終の数字が出るわけでございまして、現段階では具体的な数字をはじくことは不可能でございます。

○石田次男君 ですから申し上げたとおり、加工原料乳に対する不足払い、その率をきめる、金額をきめる、そつちに影響せぬかと聞いているのです。

○政府委員(檜垣徳太郎君) もちろん制度のきまり方によって、ただいまのような価格差あるいは財源というものに響くことは当然でございまして。

○石田次男君 そりすると、影響してくるということが明らかであれば、この法案は、これは法のていさいとしては非常に整っているようでありまして、けれども、実は法案自体として肝心なめの中身において、生産者なり、あるいは乳業の企業家なり、そのほかものろの酪農全体を、これを迷わせるという、そういう性格をいま出した法案が含んでいる、こういうふうに言わざるを得なくなってくるんですけれども、それはどうでしょう。あえて三百代言的な言い回しで申し上げているつもりはございません。事実はそのうなりはせぬかという事です。

○政府委員(檜垣徳太郎君) この法案につきましては、提案以来御審議も願ひ、また農業関係団体等にも理解が進んでおりまして、この法案が酪農問題をまどわせるというふうなことは、私も毛頭ないというふうな信じております。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起してください。

○石田次男君 質問続けますが、そういうわけで、この法案自体としても非常にこれは政略とか何とかそんなことは抜きにして、不安があるわけですよ。実際にいま申し上げた不安があるわけですよ。生産者のほうとしても、やってくれ、やってくれという事で、非常に推進の世論が多いわけですよ。それと同時に、やられちゃ困るほうの世論も

これはいまの段階では陳情等もありきていますけれども、それはあるのです。賛否両論ともに非常に強いのですけれども、肝心なめ法の法自体にそういうあいまい性があるから、賛成にしろ反対にしろずいぶん迷わしていると思うのです。これについてはやはり政策的に、あるいはこの法案自体にしても、次の国会あたりで、もう少しはっきりした線というものを国会へお出しになる必要があると思ふのですがね。その点はいかがですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私どもはこの法案に對して理解をいただき、かつ生産者団体の賛成もいただいていると理解しております。法案自身私にはあいまいな問題は残っていないというふうに考えています。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記起して。

○高山恒雄君 この補足説明の中の第二の項ですね。この集約酪農地域の指定基準を改める、いわゆる現行の集約酪農地域の制度について検討し直すというところだろうと思ふのです。そうだろうと思ふのです。そうしますと、その検討する基準ですがね。検討する基準と申しますのは、一つの例を申し上げますならば、一つの村に、あるいは町に数名の者が一つの団地的な酪農を持っている。そういうものはその指定の基準にはめるのかはめないのか、あるいはワケ外にするのか、こういう問題が起こってくると思ふのだが、その点はいわゆるどういう基準をお考えになつてゐるのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○委員長(仲原善一君) 檜垣局長、簡単に要領よく。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 先ほど矢山先生に基準の点でお答えしましたように、現在の集約酪農地域の基準であります地域内の生乳生産量について、現在では生産性が拡大いたしておりますので、そういう生産量というものを、もつと集約的に行なえるような基準に改めたい。そのほか輸送手段

が発達してまいりましたので、乳業施設への輸送時間というものを延長することが可能であるというふうなことを考えました。そのほか、乳牛を飼育していきまされたに十分な土地資源の保存というふうな問題を、新しい時代に合うようにならためてまいりたいというふうに思つてゐるのでございます。

〔委員長退席、理事田中啓一君着席〕

○高山恒雄君 今後あらためていきたいということとはわかりますが、現にありますが、たとえば発足する場合には十名くらいでやった、ところが、現行はもう五人くらいになつてやつた、こういう、いわゆる縮小形態をとつてゐるわけですね。そういうものはもう一べん拡大的な方向を指導して、そうして、その基準に入れるかどうか、そういう点はどうですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 集約酪農地域の法的な広がりの中では、部分的には縮小の過程をとつてゐるが、将来拡大の可能性があるというふうなものはこれを包含することを考えてもらいたいというふうに思ひます。

○高山恒雄君 もう一つ。この第三の問題ですがね。「取引に関する規定の整備を図ること」となつておりますが、契約当事者が「その存続期間の満了の一定期間前までに別段の意思表示をしないときは、当該契約が一箇月延長される」規定を設けていく。ただし、その規定を設けるのはいいが、あとの紛争ですが、過去にもそういう紛争が起こつたと思ふのですが、この調停その他については、労働関係なり建設工事の関係の紛争にかかるような調停手続の手段をとつていきたい、こう言われるのですが、そういうことではかなりこの紛争は長引くと思ふやうな感じがする。ところが、長引かしてはいかぬ製品だろうと私は思ふのです。したがって、一定の期間に意思表示をする、いわゆる事前の予告、つまり契約の破棄とか、そういう予告期間も制定はしてないし、つまり事前に意思の表示がなくて、もしそれを破棄するというふうな形になれば、一カ月間の延長をする

地域で紛争のおそれがあるというような場合には、

部を改正する法律案、
以上兩案を一括議題とし、兩案について質疑を
行なうことにいたします。

糖価が下落しても流通過程に吸収されて消費者に

と認めて御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○理事(田中啓一君) 御異議ないものと認めます。

わが国の食用油脂消費量は、年々増大しているにもかかわらず、なたねの作付面積は逐年減少し四

十年産においても前年より更に減反し、わが国の油脂需給における困産なたねの自給度は基準年の三十七パーセントと比較し、四十年産は七パーセントと大幅に低下している。

昭和三十九年度において、諸物価は基準年次よりも約三十三パーセント上昇しているのに対し、政府は、なたねの基準価格をわずかに九・六パーセントの引上げに止めたため、著しく低水準におかれており、このような低価格が減反の大きな理由である。

政府は、油脂原料を輸入のみに依存せず、自給度の向上に努力する必要がある。

第二七九二号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十五通）

請願者 鹿兒島県川辺郡知覧町西元五、六
〇六知覧町農業協同組合長 塗木
益見外二千四百七十九名

紹介議員 森 八三一君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二七九四号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（三十六通）

請願者 熊本市南千反畑町二ノ三 徳森政
知外一万三千八百十一名
紹介議員 北口 龍徳君

この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二七九五号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十七通）

請願者 山口県豊浦郡豊浦町大字宇賀字賀

農業協同組合長 永藤誠一外九百三十七名
紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八〇五号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（五十九通）

請願者 福岡県朝倉郡宝珠山村大字宝珠一
五宝珠山村農業協同組合内 室井
義光外三万七千七百二十七名

紹介議員 森部 隆輔君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八〇六号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（二通）

請願者 岩手県北上市黒沢尻町字里分一七
地割四三ノ八北上市農業協同組合
長 高橋慶五郎外二百二十八名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八〇七号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（五通）

請願者 大分県大野郡大野町大字田中二三
一ノ一大野町農業協同組合長 足
立隆吉外二百二十九名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八〇八号 昭和四十年五月二十一日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（九通）

請願者 福岡県会津若松市門田町大字堤沢
五九七 渡部勝外二千九十八名

「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（九通）

請願者 福岡県会津若松市門田町大字堤沢
五九七 渡部勝外二千九十八名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八二六号 昭和四十年五月二十二日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十通）

請願者 長崎県南高来郡国見町 吉田勇外
九十八名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八二七号 昭和四十年五月二十二日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十五通）

請願者 三重県四日市大宮町一三ノ九号
四日市市羽津農業協同組合長 味
香太郎外五百七十八名

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八二八号 昭和四十年五月二十二日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十九通）

請願者 青森県十和田市大字洞内字後野一
八大深内農業協同組合長 佐々木
嘉見外三千二百五十名

第二八二九号 昭和四十年五月二十二日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十五通）

請願者 福岡県八女市大字本町六四七八女
市農業協同組合長 末広榮外五千
百三十六名

紹介議員 亀井 光君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八三九号 昭和四十年五月二十四日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（三十三通）

請願者 宮崎県西都市大字妻一、二二七西
都市農業協同組合長 浜砂正明外
九百三十名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十年五月二十四日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（七通）

請願者 北海道岩内郡共和村大字荒足村
長尾五六外千三百七十六名

紹介議員 小林 篤一君
この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八四一号 昭和四十年五月二十四日受理
「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十三通）

請願者 鹿兒島県指宿市池田三、八八二
末満宗秋外六千三百十四名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八五七号 昭和四十年五月二十四日受理

「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（四通）

請願者 滋賀県近江八幡市西生米 川嶋謹

治郎外四千四百二十五名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八五八号 昭和四十年五月二十四日受理

「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十八通）

請願者 鹿児島県伊佐郡奥町川北二、四

七四 亀沢政治外五千三百五十六名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八六九号 昭和四十年五月二十四日受理

「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づく昭和四十年産なたねの基準価格引上げに関する請願（四通）

請願者 滋賀県高島郡今津町大字南生見

井上儀三外四千四百八十名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二八三三三号 昭和四十年五月二十四日受理

供出米麦等の一袋容量改定に関する請願

請願者 長野県小諸市上の平 望月滋

紹介議員 渋谷 邦彦君

供出米及び出荷用麦等の一袋容量の規格を左記の

ごとく改正せられるよう最善の御尽力を賜わりたいとの請願。

一、現行の供出米一袋容量六十キログラムを三十キログラムに、また、出荷麦及び大豆の約六十キログラムを三十キログラムとすること。

理由

わが国の現行供出米及び出荷麦一袋の容量は約六十キログラムであるが、現代の青年は重い物を取扱うことを敬遠し、米麦取扱業に就職希望者が少ない上に、現にこの業にたずさわっている多くの青年さえ遠ざかる傾向にあるため人手不足にいつそその拍車を加えている。また、中、小農家のほとんどは家庭経済の都合もあつて、いわゆる「三ちゃん」農家が多くなつており、供出米や麦出荷時期には力のとばしい三ちゃん達が六十キログラムもの重い物を取扱つて苦勞を重ねる姿は見るにしのびがたい。このような過重労働は、健康上の弊害も多く、また、米麦取扱業者の人手不足を招来せしめる原因ともなつており、百害あつて一利なしといふべきである。すでに、馬鈴薯はかつて約五十キログラム入りであつたものを現行の二十と三十キログラム入りに、また玉ネギも同様に改めたことにより、勞力の均分比に大いに寄与している。

昭和四十年六月十二日印刷

昭和四十年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局